

イギリス新裁判官準則期における ホールディング・チャージについて

和田進士

はじめに

第一節 新裁判官準則期における規定状況

第二節 ホールディング・チャージ問題の存続

第一章 裁判所の判断

第一節 逮捕後告発までの尋問は許されるか

第二節 告発の遅延

第三節 その他の裁判所の判断

第二章 学説など

第一節 ホールディング・チャージ

第二節 警察勾留

第三節 保釈

第三章 議論の整理と今後の課題

第一節 議論の整理

第二節 今後の課題

イギリス新裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて（和田）

七九一（二四七）

はじめに

第一節 新裁判官準則期における規定状況

イギリス⁽¹⁾における被疑者取調べについては、最初の四か条が一九二二年に作られた旧裁判官準則 (Judges' Rules) が、一九三〇年内務省回状 (Home Office Circular) によって補充されることによって、身柄拘束中の被疑者への取調べを禁止していた。⁽²⁾ この旧裁判官準則については、内容が明確でないとか、捜査活動の不当な障害になるなどの批判があったので、女王座部の裁判官で委員会が構成され、改正が検討された。その結果、新裁判官準則⁽³⁾が、一九六四年一月に全裁判官の同意を得て成案を見、内務省から内務省回状の形で公布された。⁽⁴⁾ そして身柄拘束中の被疑者取調べの禁止の問題は、一九六四年に全面改正された新裁判官準則の下でも問題となった。しかし新裁判官準則一条は、逮捕と告発 (charge) の間に尋問を許した。⁽⁵⁾ そのことは、一九六九年のシャーマン・ビン・フセイン対チョング・フーク・カム事件判決⁽⁶⁾において、枢密院 (Privy Council) によって確認された。⁽⁷⁾

しかしながらその一方で、告発すべき段階を示す新裁判官準則前文 (d) と、告発後の尋問を禁じる新裁判官準則三条 (b) による、取調べの時間的制約があった。告発するのに足りるだけの証拠を得たら、直ちに告発することを警察官に義務付けることによって、取調べに時間的制約が課されていた。しかし「告発するに足る証拠」といっても、その概念はかなりあいまいであり、告発を故意に遅らせて時間稼ぎをすることもあると言われ、また告発後の取調べによって得られた自白も証拠として許容されていた。したがって告発による取調べの時間的制約は、あまり有効に機能し得なかったと言える。

また、逮捕後裁判所への引致までの時間的制約も存在した。そして裁判所へ引致された被疑者の身柄が引き続き拘束される場合には、通常、警察とは管轄を異にする拘留所に收容された。しかしイギリスには、逮捕後裁判所への引致までの時間を明確に規定した法律は存在しなかった。一九五二年治安判事裁判所法 (Magistrates' Courts Act 1952) 三八条一項⁽⁸⁾ (後の一九八〇年治安判事裁判所法 (Magistrates' Courts Act 1980) 四三条一項⁽⁹⁾) も、二四時間以内の引致を警察官に義務付けていたわけではなかった。また一九五二年治安判事裁判所法三八条四項⁽¹⁰⁾ (後の一九八〇年治安判事裁判所法四三条四項⁽¹¹⁾) は、「実行可能な限り速やかに」引致することを義務付けていたが、実務においては逮捕後ではなく、告発後「実行可能な限り速やかに」との解釈に基づいて運用がなされていたのであった。⁽¹²⁾ そうして、ホートン事件判決⁽¹³⁾、シャーマンおよびアップス事件判決⁽¹⁴⁾、マッキントッシュ事件判決⁽¹⁵⁾、ガウワン事件判決⁽¹⁶⁾などにおいて、逮捕後の尋問についての時間的制約が問題となった。そして治安判事の前への引致は、少なくとも逮捕後四八時間までが適当であるとされた。⁽¹⁷⁾ ただしこの当時、告発は治安判事の前への引致の必須条件ではなかった。そこで告発なしに治安判事の前へ引致され、その後さらに告発なしに、一九五二年治安判事裁判所法一〇五条五項⁽¹⁸⁾ (後の一九八〇年治安判事裁判所法二二八条七項⁽¹⁹⁾) によって、丸三日間の警察勾留へと戻され得た。⁽²⁰⁾ この規定は、運営上の理由で存在していたとも言われた。たとえば、拘留所よりも警察勾留の方がより便利であった、辺鄙な地方の裁判所におけるような場合であった。そしてさらに、被疑者取調べを警察に可能にさせるのに、治安判事はこの権限を利用した。そして三日ごとに警察勾留へと再勾留され得ない理由は存在せず、延々と被疑者を取調べることが可能であった。⁽²²⁾ こうして少なくとも二二〇時間、告発なしに警察の下での身柄拘束が可能であったが、理論上警察の下での身柄拘束は無期限に可能であったとも言われた。⁽²³⁾

さらに警察は、告発を遅らせることによって警察の留置場における身柄拘束期間を引き延ばすことができ、その間、他の犯罪について被疑者を尋問することが可能であった。⁽²⁴⁾ また告発後であっても、裁判官準則の下では被疑者が裁判

イギリス新裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて (和田)

所に引致されるように要求される時点まで、一つの犯罪で告発された被疑者は、他の犯罪について尋問され得た。そしてその後、当該被疑者がいまだ告発されていない事件についてのさらなる尋問のために、警察拘留される可能性があった。⁽²⁵⁾ ある犯罪で告発後に別の犯罪について尋問することは、新裁判官準則三条(b)に反しなかった。⁽²⁶⁾

ところで新裁判官準則二条は、ある者が罪を犯したことを疑うに足りる相当の理由となる証拠を得た場合に、黙秘権の告知を要求していた。しかし新裁判官準則二条の言う「証拠」は、「裁判所において許容される証拠」の意味であると解されていたため、逮捕自体は伝聞証拠などに基づくものであっても認められるから、逮捕後もある程度までは黙秘権の告知なしの取調べが認められていたことになる。ちなみにほとんどの被疑者が自由しており、黙秘権の告知は自由獲得の可能性にほとんど影響を与えず、さらに黙秘権の告知がなされなかったとして自由の許容性を争っても、実際に排除されることはほとんどないとの調査結果も示されていた。

また新裁判官準則前文(c)は被疑者の接見交通権を、そして裁判官準則に伴う訓令 (Administrative Directions) 七項はソリシターへの電話連絡を認めていた。しかし警察官は、被疑者に弁護権を告知することを要求されていなかった。さらに、被疑者が接見などを要求することが少ないだけでなく、接見などを要求した被疑者の多くが警察官によってその要求を拒否されているとの調査結果も示されていた。そして弁護権侵害によって得られた自白も、裁判官の裁量により排除される場合もあるが、多くは任意であれば許容されていた。

よって裁判官準則違反が、必ずしも自白排除に結びついていたわけではない。⁽²⁸⁾ むしろ取調べ時の諸事情を総合的に判断して、取調べが任意性を奪うようなものであるとか、抑圧的なものであると認定された場合に、自白が排除されていたのである。すなわち裁判官準則違反は、伝統的な任意性の法則に關しての一つの判断資料とされていたとも言われた。⁽²⁹⁾

第二節 ホールディング・チャージ問題の存続

一般的に、比較的軽微な罪状で被疑者を逮捕し、より重大な犯罪について取調べを含む捜査をする捜査方法のことを、イギリス、およびイギリス法系の国々⁽³⁰⁾においては、ホールディング・チャージ (holding charge(s)) と呼んでいる。⁽³¹⁾ そしてホールディング・チャージの中でも特に問題となるのが、警察による身柄拘束中に、より重大な犯罪についての「取調べ」を目的とするものである。⁽³²⁾

旧裁判官準則期において、身柄拘束中の被疑者への尋問の禁止を潜脱するために、ホールディング・チャージと云った捜査方法が発展していった。警察が捜査をしている重大な犯罪について逮捕する十分な証拠がない場合に、比較的軽微な罪状で逮捕することは、より重大な犯罪についての取調べを含む捜査をする間、身柄を拘束し確保することを確実にした。また、より重大な犯罪で逮捕し得る場合も、身柄拘束されている罪状について取調べを旧裁判官準則は禁じていたので、警察は、より重大な犯罪での逮捕を望まないかもしれないかなかった。逮捕されている罪状以外の犯罪についての取調べは、旧裁判官準則によって禁じられていなかった。⁽³³⁾ 一方で、新裁判官準則は身柄拘束中の被疑者への尋問を許容した。しかしそれにもかかわらず、ホールディング・チャージと云った捜査方法は、一九六四年以後も引き続いたのであった。なぜなら、すべての警察官が彼らの権限の拡張に気がついていたらわけではなく、そして古い習慣はなかなかなくなるからであった。さらにそれは、逮捕を正当化するのに十分な証拠が存在しない被疑者を、身柄拘束中に尋問するという手段でもあった。⁽³⁴⁾

旧裁判官準則は、被疑者が比較的軽微な罪状で逮捕され身柄拘束中に他の罪状について尋問されるという状況に対して、何ら規定を設けていなかった。しかしながら当該実務は、一九二八—一九二九年の警察の権限および手続に關する王立委員会 (The Royal Commission on Police Powers and Procedure 1928-1929) (以下、リー委員会 (Lee

イギリス新裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて (和田)

Commission)⁽³⁵⁾において、討論され非難された。ただし法律としての強制力を持たない王立委員会の勧告は、裁判官準則に属している準則に伴う訓令という程度のオーソリティーさえ持たなかった。そして、ホールディング・チャージを規制する規定は、その後も何ら立法化されることはなかった。⁽³⁶⁾そしてこの点について旧裁判官準則の改正が求められていたにもかかわらず、旧裁判官準則と同様に新裁判官準則は、ホールディング・チャージ問題を扱っていなかった。⁽³⁷⁾不明確さの残るこの点について、新裁判官準則が明瞭にできなかったことは、不適切なことであったと言われた。⁽³⁸⁾

しかしながら、ホールディング・チャージの中でも、警察による身柄拘束中に、より重大な犯罪についての「取調べ」を目的とするものに関しては、一九八四年一〇月二日に成立し、一九八六年一月一日から全面施行されている一九八四年警察・刑事証拠法 (Police and Criminal Evidence Act 1984) (以下、PACE) によって法的に規制された。主に、PACE三二条 (他の犯罪による逮捕)、三七条二項 (告発前の留置管理官の義務)、四一条四項 (告発までの留置時間の制限)、四八条 (警察勾留) によってである。⁽³⁹⁾

PACEは、従来不明確であった警察の捜査権限を明確化し、一定範囲でそれを拡大・強化すると同時に、被疑者の権利保障のための多くの規定も設けた。そして同時に、個々の制定法によって逐次断片的に斉合性なく規定されてきた権限などを、一般的包括的に規定した面を有するほか、従来、判例などにより規律されていた事項を制定法によって (あるいは国会が関与する形で) 規制したという意義も有した。たとえば従来、裁判官準則および判例によって規制されていた自白法則がPACEによって規定され、また従来、裁判官準則において規律されていた被疑者取調べなどに関する行為規範も、PACEに基づいて制定された実務規範 (Codes of Practice) によって規制されることになった。⁽⁴⁰⁾

そこで本稿では、PACE成立に先行する裁判官準則期、それも特に新裁判官準則期のホールディング・チャージとそれに対する対応を検討して、その中でホールディング・チャージを巡る議論がどのように存在していたのかを明らかにしていくことにしたい。

- (1) 本稿では、イングランドおよびウェールズを意味するものとする。
- (2) 拙稿「イギリス旧裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて」立命館法学二七三号二〇九三頁 (二〇〇一年)。
- (3) なお新裁判官準則は、次のように規定されていた。

- 「この準則は、以下の原則に影響を及ぼさない。
- (a) 市民は、警察官に協力して、犯罪者を発見しこれを逮捕すべき義務を有する。
 - (b) 警察官は、逮捕による場合を除き、何人をもその意に反して警察署に出頭させ、またはごまらせることができない。
 - (c) 捜査のいかなる段階においても、何人もソリシターと通信し、秘密に相談することができる。このことは、それによって捜査の進行または裁判の運営に不当な遅延もしくは妨害が生じない限り、拘禁されている者についても同様である。
 - (d) 警察官がある犯罪について何人かに取調べを含む捜査を行い、その者を当該犯罪で告発するに足る証拠を入手するに至る場合には、遅滞なくその者を告発し、または当該犯罪で訴追されるかもしれない旨を告知しなければならない。
 - (e) 警察官の尋問に対してなした口頭の返答およびその者が自らした供述が、その者に対する証拠として許容される一つの基本的な要件は、それがいすれも官憲の脅迫または利益の約束により、ないしは圧迫 (oppression) によって得られたものでないという意味において任意性を持つことである。

右の(e)項に示された原則は、絶対的なもので、すべての事件に適用される。その原則の範囲内において、以下の準則が捜査を行う警察官の手引きとして提示される。以下の準則に違反すると、返答ならびに供述は、その後の刑事訴訟手続において証拠から排除せしめられることが可能。

準則

一条 警察官は、犯罪が犯されたか、または何人が犯したかを発見しようとする場合、被疑者であるか否かを問わず、有益な情報を入手できようとする場合、イギリス新裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて (和田)

きると思われる者は何人でもこれを尋問することができる。このことは、当該犯罪について告発されていないか、または当該犯罪で訴追されるかもしれない旨を告知されていない限り、当該の者が拘禁されていると否かを問わない。

二条 警察官は、ある者が罪を犯したと疑うに足りる相当の理由となる証拠を入手する場合は、直ちに、当該犯罪について尋問または尋問を続ける前に、その者に対し黙秘権を告知し、またはその告知を受けさせねばならない。

黙秘権の告知は、次のようなことばでなされることを要する。

『あなたは、言いたくなければ何も言う義務はない。しかし、何か供述すれば書面に録取され、証拠として提出されることがある。』
黙秘権の告知後に尋問がなされ、または進んで供述する場合には、その尋問または供述の開始および終了の時間、場所ならびに立会人についての記録を作成しなければならない。

三条

(a) 告発され、または犯罪によって訴追されるかもしれない旨を告知される場合、黙秘権の告知は、次のようなことばでなされることを要する。

『何か言いたいことがあるか？言いたくなければ何も言う義務はない。しかし、供述すればすべて書面に録取され、証拠として提出されることがある。』

(b) 告発され、または訴追されるかもしれない旨を告知された後、被疑者に対し当該犯罪について尋問できるのは、例外的な場合に限られる。この尋問は、第三者または公共に対する侵害ないし損害を予防しもしくは最小限のものにするため、または前になされた返答ないし供述のあいまいな点を明らかにするために必要な場合に行うことができる。

このような尋問をする前に、被疑者に対し次のようなことばで黙秘権を告知しなければならない。

『告発された犯罪（または訴追されるかもしれない犯罪）について、いくらか尋問したいと思う。尋問に答える義務はないが、答える場合には、尋問と返答が書面に録取され、証拠として提出されることがある。』

当該犯罪に関して発せられた尋問およびこれに対する返答は、同時に明らかに記録されることを要し、かつその記録には、被尋問者またはその者が拒否する場合には取調官が署名しなければならない。

(c) 右の被疑者が尋問を受け、または進んで供述する場合には、その尋問または供述の開始および終了の時間、場所ならびに立会人についての記録を作成しなければならない。

+ +

四条 黙秘権の告知後に作成される供述書は、すべて次の方法で作成しなければならない。

(a) 供述したいと言つ場合には、その者に対し、供述を書面に記録するつもりである旨を告げねばならない。言いたいことを自分で書面に作成することを希望するかどうかをいつの場合も尋ねなければならない。自分で書面に作成することができない、または誰かに代わって書いてもらいたいと言つ場合には、警察官は代わって供述の録取を申し出ることができる。この申し出が受諾される場合、警察官は、録取を始める前に、供述者に対し次の文言に署名しまたは署名に代わる自分の記号をつけることを求めねばならない。

『私、……は供述することを希望します。私は誰かに自分の言うことを書き取ってもらいたいと思います。私は、言いたくなければ何も言う必要がないこと、および私の言うことは何でも証拠として提出されることがある旨を告げられました。』

(b) 自分で供述書を作成する者に対しては、どの事項が重要であるかの指示とは別に、何らの助言を与えてはならない。

(c) 供述をする者が自分で供述書を作成しようとする場合には、その言いたいことを書く前に、次の文言を清書してこれに署名するよう求めねばならない。

『私は、自分の自由な意思に基づいて以下の供述を行います。言いたくなければ何も言う必要がないこと、および言うことは何でも証拠として提出されることがある旨を告げられました。』

(d) 警察官が供述を録取する場合には、いつでも供述者の言ったことばをそのとおり録取することを要し、供述を首尾一貫して分かりやすいものにさせ、かつ重要な事項に関連性のあるものとさせるために必要な尋問以外には、何らの尋問をしてはならない。警察官は、供述者に助言してはならない。

(e) 警察官が供述を録取し終わったときは、供述者に対し、その供述録取書を読んで、訂正・変更・附加したいことがあればするよう求めなければならない。供述者が録取書を読み終わったときは、供述者に対し、録取書の末尾に次の認証文言を記載し、かつこれに署名しまたは署名に代わる自分の記号をつけることを求めねばならない。

『私は、以上の供述録取書を読み、訂正・変更・附加したいことは何でもこれを行うことができる旨を告げられました。この供述は真実であります。私はこの供述を自分の自由な意思で行いました。』

(f) 供述者が供述録取書を読むことを拒み、またはその末尾に前項の認証文言を記載しもしくはそれに署名することを拒む場合には、立会人の上級警察官は、供述者の面前でそのことを供述録取書自体に記載しなければならない。供述者が供述録取書を読むことができず、またはこれを拒む場合には、供述を録取した警察官は、それを供述者に読み聞かせ、訂正・変更・附加したいことがあるかどうかをおイギリス新裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて(和田)

+

+

+

及び末尾に署名しまたは署名に代わる自分の記号をつけることを希望するかを尋ねなければならない。ここで、警察官は、その「」を供述録取書自体に認許しなければならない。

五条 告発をした後、または犯罪によりて訴追されるかもしれない旨を告知した後、警察官が被疑者に対し同一の犯罪について告発され、また訴追されるかもしれない旨の告知を受けた他の被疑者の供述書を知らそうとするときはいつでも、当該供述書の真正な謄本を交付しなければならない。何らかの返答または弁解を求める言動に出てはならない。被疑者がそれに答えて供述したいと述べ、または何か供述を始める場合には、直ちに準則三条^(a)の規定に従い黙秘権を告知し、または重ねてこれを告知しなければならない。

六条 犯罪を捜査し、または犯罪者を告発する義務を託された者は、警察官以外の者でも、できる限りこの準則を守らなければならない。 [Judges' Rules and Administrative Directions to the Police (HOME OFFICE CIRCULAR No. 31/1964, 1964, at 4-7; 2nd ed. (HOME OFFICE CIRCULAR No. 89/1978), 1978, at 5-8)]

参照: *The Judges' Rules and Administrative Directions to the Police* [1964] Crim. L. R. 165, at 165-173; Gerald Abrahams, POLICE QUESTIONING and THE JUDGES' RULES, 1964, at 53-60; The Royal Commission on Criminal Procedure THE INVESTIGATION AND PROSECUTION OF CRIMINAL OFFENCES IN ENGLAND AND WALES: THE LAW AND PROCEDURE (Cmd 8092-D), 1981, at 151-161. 土屋正三「警察海外資料」37「裁判官規則」の改正「警察研究三五卷八号一〇五—一〇六頁(一九六四年)」、松尾浩也「裁判官準則およびマクナブ・ルールとはなにか」刑事訴訟法の基礎知識六四—七一頁(一九六六年)」、団藤重光・田宮裕・ケースブック刑事訴訟法六一—六三頁(一九六八年)」、バトリック・テウリン(兒島武雄訳)・警察・検察と人権一八八—一九五頁(一九六九年)」、倉田靖司「イングランド及びウェールズにおける刑事訴訟の効率と起訴猶予」⁽¹⁾、法律のひろば二九卷八号四七—四九頁(一九七六年)」、佐藤正滋「英国の刑事訴訟構造に関する若干の考察」内田力蔵先生古稀記念現代イギリス法三六九—三七二頁(一九七九年)」、井上正仁「イギリスの黙秘権制限法案(一)」ジュリスティ〇五三号四二頁(一九九四年)」、倉田靖司「イギリスにおける否認事件の捜査・起訴の実態及びその前提となる諸条件に関する一考察」司法研修所論集九号四六七—四六八頁(一九九七年)な⁽²⁾。

- (4) 田宮裕「イギリスにおける「裁判官準則」の改正」判例時報三九〇号二頁(一九六四年)〔捜査の構造所収(一九七一年)〕。
- (5) 田宮・前掲註(4)三頁。
- (6) Shaaban Bin Hussien v. Chong Fook Kam [1969] 3 All E. R. 1626, at 1630.
- (7) Michael Zander, Cases and Materials on the English Legal System, 6th ed., 1993, at 185-186; 7th ed., 1996, at 160; 8th ed., 1999, at 172.

+
+

- (8) 15 & 16 Geo. 6 & 1 Eliz. 2, c. 55, at 1228-1229.
 - (9) 1980 c. 43, at 884.
 - (10) 「一九五二年治安判事裁判所法三八条四項 人がある犯罪について無令状で身柄を拘束され、かつ身柄を拘束され続けている場合には、実行可能な限り速やかに治安判事裁判所の前に引致されなければならない」[15 & 16 Geo. 6 & 1 Eliz. 2, c. 55, at 1229]。
 - (11) 1980 c. 43, at 884. 一九五二年治安判事裁判所法三八条四項と同じ内容である。
 - (12) 多田辰也「イギリスにおける被疑者取調べ」警察研究五九卷二号三七—三八頁(一九八八年)〔被疑者取調べとその適正化所収(一九九九一年)〕。
 - (13) R. v. Houghton (1978) 68 Cr. App. R. 197, 446 Cr. App. R. () の中、それぞれ判決が下された年を表すものとする(参照: グラント・ヴァル・ヴァイリアムス(庭山英雄)「戒能通厚」松浦好治訳)・イギリス法入門六三一—六四頁(一九八五年)〕。
 - (14) Re Sherman and Apps (1980) 72 Cr. App. R. 266.
 - (15) R. v. Mackintosh (1982) 76 Cr. App. R. 177.
 - (16) R. v. Gowan [1982] Crim. L. R. 821.
 - (17) Re Sherman and Apps, supra note 14, at 270-271.
 - (18) 「一九五二年治安判事裁判所法一〇五条五項 人を勾留する権限を持つ治安判事裁判所は、もしその勾留が丸三日間を超えないのであれば、人を警察官に定める位置に投ずるべきである」[15 & 16 Geo. 6 & 1 Eliz. 2, c. 55, at 1283]。
- なお当該規定は、かつての一八四八年正式起訴犯罪法 (Indictable Offences Act 1848) 一一条 [11 & 12 Vict. c. 42, at 217] に由りた [David Wolchover, *The Police Bill and the Scope of Existing Powers of Detention for Questioning*, The Law Society's Gazette, 23 November 1983, at 2882; David Wolchover and Anthony Heaton Armstrong, WOLCHOVER and HEATON-ARMSTRONG ON CONFESSION EVIDENCE, 1996, at 1167]。
- (19) 1980 c. 43, at 930. 一九五二年治安判事裁判所法一〇五条五項と同じ内容である。
 - (20) この丸三日間には、勾留の当日を延期された審理日は含まれなかった。また児童および青少年の事件については、一九六九年児童および青少年法 (Children and Young Persons Act 1969) 一三三條五項 [1969 c. 54, at 1306] に基づいて四時間の警察勾留が可能であった [Brian Harris, THE CRIMINAL JURISDICTION OF MAGISTRATES, 8th ed., 1982, at 2; 9th ed., 1984, at 126; Clifford Chatterton, Bail: Law and Practice, 1996, at 1167]。
- イギリス新裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて (和田) 八〇一 (一五七)

+

+

rice, 1986, at 167; Paul Cavardino and Bryan Gibson, *Bail*, 1993, at 57) への後引該規定は、一九八〇年治安判事裁判所法附則第 7 [1980 c. 43, at 965] にちり改訂された。

(21) 審察勾留法、一九六八年治安判事裁判所規則 (Magistrates' Courts Rules 1968) 七十条 (S. 1, 1968/1920, at 5206) (後の一九八一年治安判事裁判所規則 (Magistrates' Courts Rules 1981) 九四条 (S. 1, 1981/552, at 1492)) にちり、令状が必置じられるようになった (William J. Williams, MORIARTY'S POLICE LAW, 20th ed., 1970, at 61; 24th ed., 1981, at 56, 59; Harris, *id.* 1984, at 126)。

但し、審察勾留に關連する規定にちり、一九四八年刑事裁判法 (Criminal Justice Act 1948) 二十条 (11 & 12 Geo. 6, c. 58, at 1304-1305) にちり、一九六九年児童および青年法附則第 5 [1969 c. 54, at 1575-1576] にちり改訂された一九八〇年治安判事裁判所法附則第 7 [1980 c. 43, at 956] (A. T. Draycott and A. P. Carr (ED.), STONE'S JUSTICES' MANUAL 2000, vol. 1, 2000, at 99) にとり一九八〇年拘禁 (暫定措置) 法 (Imprisonment (Temporary Provisions) Act 1980) 六条 [1980 c. 57, at 1913] (Celia Hampton, CRIMINAL PROCEDURE, 3rd ed., 1982, at 90)。

(22) *Interrogation of Suspects-Need for Time Limit?*, Justice of the Peace, vol. 142-41, 1978, at 593.

(23) Wolchover and Heaton-Armstrong, *supra* note 18, at 114-117.

(24) Peter Miffield, CONFESSIONS, 1985, at 147.

(25) *Id.* at 151; Wolchover and Heaton-Armstrong, *supra* note 18, at 197.

(26) P. G. Chiswell, ARREST AND DETENTION, The College of Law, ARREST, SEARCH AND INTERROGATION, 1979, at 2; Wolchover and Heaton-Armstrong, *id.* at 190.

(27) CIRCLAR, *supra* note 3, at 9; at 11.

(28) けれど、裁判官準則が法的効力を持たなかつたに關連する (桑田・前掲註(2)四[註] 参照; Sunny Cheung Man Kwan 「審察勾留の規制」岡山大学大学院文化科学研究科紀要一〇号一〇一頁 (11000 年) など)。

(29) 桑田・前掲註(2)三八頁。

(30) たむねカナタのホールモンソ・チャンスにちり、Richard V. Ericson, *Rules For Police Deviance*, C. D. Shearing (ED.), *Organizational Police Deviance*, 1981, at 91-92; Richard V. Ericson, *Reproducing Order: A Study of Police Patrol Work*, 1982, at 165-166.

(31) 1100 数年のホールモンソ・チャージに關連する罪状にちり、R. v. Chalkley and another [1998] Q.B. 848, at 873; R. v. Leicester Crown Court ex parte Patel, QUEEN'S BENCH DIVISION, CO/3025/99, 15 February 2000 (LEXIS); R (on the application of Rajab) v. The Thames

+

Magistrates Court, QUEEN'S BENCH DIVISION (DIVISIONAL COURT), 15 November 2000 (LEXIS) など。

参照: Colin Tapper, Cross and Tapper on Evidence, 9th ed., 1989, at 507; Gary Slapper and David Kelly, The English Legal System, 4th ed., 1999, at 311; Mark Findlay, Stephen Odgers and Stanley Yeo, AUSTRALIAN CRIMINAL JUSTICE, 2nd ed., 1999, at 48; Andrew Sanders and Richard Young, Criminal Justice, 2nd ed., 2000, at 140, 164; Fraser Sampson, Blackstone's POLICE MANUAL GENERAL POLICE DUTIES, HUMAN RIGHTS EDITION, 2001, at 107; P. J. Richardson (ED.), ARCHBOLD CRIMINAL PLEADING, EVIDENCE AND PRACTICE, 2001, at 1418; Peter Murphy (ED.), BLACKSTONE'S CRIMINAL PRACTICE, 9th ed., 1999, at 927, 944; 10th ed., 2000, at 947, 964-965; 11th ed., 2001, at 966, 984.

(32) 別件逮捕・勾留にちりて広狭いような定義があるが、それらはいずれも、本件事実にちりての被疑者取調へのために身柄拘束を行うものであるとちりて共通していると言われている (井戸田侃「別件逮捕・勾留禁止の本質」高田卓爾博士古稀祝賀刑事訴訟の現代的動向六二頁 (一九九一年))。その意味でホールモンソ・チャージは、別件逮捕・勾留に相当する捜査方法である。なお別件逮捕・勾留は、起訴後の勾留にちりても問題となる。起訴後の勾留にちりては、参照: 久岡康成「起訴後の勾留の性質」立命館法学二五六号一三〇四—一三一九頁 (一九九八年) 久岡康成「起訴後勾留中の被告人に対する余罪の取調にちりて」立命館法学二七一・二七二号創立百周年記念論文集下巻一三八—一四〇一頁 (1001 年) など。

また1100 数年にちりて別件逮捕・勾留問題を取上げたものとして、参照: 安富澤「ケース・スタディ刑事手続の論点 (第五回) 別件逮捕と余罪の取調へ」捜査研究五六八号六八一七三頁 (一九九九年) 清水真「川出敏裕著『別件逮捕・勾留の研究』」捜査研究五七六号八四—八五頁 (一九九九年) 神山啓史「従来の見解の徹底的検討とその理論的問題点の析出」川出敏裕著『別件逮捕・勾留の研究』季刊・刑事弁護二〇号一—二二頁 (一九九九年) 清水真「刑事訴訟法基本講座第一八講 捜査における余罪の処理」月刊警察ヴァリアント一七巻八号一九—三三頁 (一九九九年) 松尾浩也「刑事訴訟法 (上) 新版一—一—二二頁 (一九九九年) 平良木登規男「刑事訴訟法アトランダム第5回 別件逮捕・勾留」警察学論集五三巻五号一八一—二〇一頁 (1000 年) 高田昭正「自首・別件逮捕・刑事弁護」法学セミナー一五五号一三—一六頁 (1000 年) など。

参照: 拙稿・前掲註(2)109 四頁。

(33) 拙稿・前掲註(2)111 10 頁。

(34) K. W. Lidstone, *A Maze in Law?* [1978] Crim. L.R. 332, at 340; David Dixon, Law in Policing: Legal Regulation and Police Practices, イギリス新裁判官準則期におけるホールディング・チャージにちりて (和田 八〇三 (159))

+

1967, at 136.

(35) 韓じし警察官の公正な活動するが、サウンス事件のこの種の懸念 (INQUIRY IN REGARD TO THE INTERROGATION BY THE POLICE OF MISS SAVIDGE. Report of the Tribunal appointed under the Tribunals of Inquiry (Evidence) Act 1921 (Cmd. 3147), 1928) 及び一審裁判官の控訴を警察官の公正な活動を認めた (R. M. Jackson, *The Machinery of Justice in England*, 1940, at 140; 2nd ed., 1953, at 136; 4th ed., 1964, at 155; 5th ed., 1967, at 175; 6th ed., 1972, at 206; 7th ed., 1977, at 279).

(36) 拙稿・前掲註(2)1147頁。

(37) Ian Brownlie, *POLICE POWERS-TV Questioning: A General View* [1967] *Crim. L. R.* 75, at 87-88.

(38) J. C. Smith, *The New Judges' Rules Lawyer's view* [1964] *Crim. L. R.* 176, at 181.

(39) 拙稿・前掲註(2)1104頁。それぞれの条項については、参照 Jack English and Richard Card, *Butterworths Police Law*, 6th ed., 1993, at 57, 76, 120; Draycott and Carr (ED.), *supra* note 21, at 235-236, 2476; John Sprack, *Emmins on Criminal Procedure*, 8th ed., 2000, at 102-103; Andrew Davies (ED.), *Halsbury's Statutes of England and Wales*, vol. 27, 4th ed., 2000, at 214-218; Glenn Hutton and David Johnson, *Blackstone's POLICE MANUAL EVIDENCE AND PROCEDURE*, 2001, at 44, 61, 72, 236-237, 249 及び。

(40) 拙稿・前掲註(2)1104頁-1105頁。

第一章 裁判所の判断

第一節 逮捕後告発までの尋問は許されるか

新裁判官準則が身柄拘束中の被疑者取調べを認めたかどうかについては、当初論議があった。(1) その論議の一つとして言われていたことは、新裁判官準則一条は、身柄拘束した罪状とは別の罪状に関して、身柄拘束中の被疑者への尋問を許したというものであった。(2)

ビューカー事件判決(3)において、上訴人は一九六三年九月一日に故意の徘徊の罪状で逮捕された。その後警察署へ

+
+

と引致され、(4) その罪状で身柄拘束中である同日の夕方に、(5) 黙秘権を告知されたうえで不法目的住居侵入について尋問され始めた。一六日午後四時三五分に、上訴人は再び黙秘権の告知を受けたうえで尋問された。そしてその際、その警察官と上訴人のやり取りは隣接の部屋において密かに書き取られていた。(6) そして一六日に、治安判事の前に引致され有罪とされた。(7) 上訴人は、事務所や商店への侵入および窃盗についてのいくつかの訴因で有罪となった。(8) パーカー王座部首席裁判官 (Lord Parker C.J.) は、次のように判決した。

「たとえ上訴人が身柄拘束中に尋問されたにしても、彼が身柄を拘束されていた犯罪以外の犯罪について尋問されていたという事実、そしてそのような状況において、たとえ身柄拘束中でも他の犯罪に関して人を尋問することが許容されるということは、旧準則の下であろうがまさに施行されたばかりの新準則の下であろうが、いつでも法または当裁判所の慣行であったという事実に対して十分に配慮することを、(事実審理の——筆者) 裁判官は怠っていたように、当裁判所には思われる。」(9)

しかしながら当該判決は説明を伴っておらず、(10) またこのような解釈はコモンローと矛盾するのではないかとの見方もあった。(11) そして、ホールディング・チャージによる尋問は、同時期の南ローデシア (Southern Rhodesia) においては不可とされていた。イギリスを論じるに当たって引き合いに出され、ビューカー事件判決と比較されるサンボ事件判決(14)において、一九六二年一月一〇日に、第一の罪状である放火罪と第二の罪状である放火未遂罪(15)がなされた。一九六四年六月三日に、第三の罪状である可燃性の液体の使用による建造物への放火罪がなされた。(16) 六月九日に、上訴人は政略的な提携を理由に尋問のために身柄拘束された。この時点において警察は、第一から第三の罪状に上訴人を関連付ける証拠を持っていなかった。第三の罪状について、九日と一〇日に尋問がなされ、一日に再び尋問がなされた。その後、黙秘権が告知された。一二日に黙秘権の告知後尋問がなされ、上訴人は自白した。一三日に、正式

イギリス新裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて (和田)

+

に黙秘権が告知された後で二二日の告白を繰り返して認められた。一九九日に、尋問がなされ第二の告白がなされた。二〇日に、一九日の告白が確認された。それから正式に告発され黙秘権が告知され、訴追側が主に依拠する告白を上訴人はなした。第一から第三の罪状は手口が似ていることから、二二日に、第一と第二の罪状に関して正しく黙秘権を告知した後で尋問がなされ、上訴人は自白した。二四日に、第一と第二の罪状で正式に告発がなされ、そして自白した。⁽¹⁷⁾ ビードル首席裁判官 (Beadle C.J.) は、次のように判決した。

「もともと上訴人は比較的軽微な法に触れる犯罪の犯行を記載する令状で確保されていたように、すなわちビンヌ (Binns) (警部——筆者) が『ホールディング・チャージ』と喜んで呼んでいたもので確保されていたように、ビンヌの証言から思われる。」「警察が上訴人を身柄拘束し続ける本来の目的が、はるかにより重大な犯罪を捜査することにあつた場合に、比較的軽微な法に触れる犯罪の犯行を記載する令状で上訴人を確保することは、警察による不法行為であつた。この実務が過去において採用された何らかの事件を、私は知らない。そして被疑者らを身柄拘束し続けるというこの手続に、警察が再び頼らないことを、私は望んでいる。⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾」

他方で、新裁判官準則一条は、逮捕後正式に告発されるまでの間、身柄拘束中の被疑者取調べを認めるものであるということが言われた。⁽²⁰⁾ ブラッケンプリー事件判決⁽²¹⁾において、強姦罪を犯した嫌疑で逮捕された被告人は、当該犯罪について、新裁判官準則一条の下でその後尋問され得なかつたと、被告人側の弁護人は事実審理で主張した。⁽²²⁾ 身柄拘束中の被疑者に新裁判官準則一条の下で唯一尋問し得たのは、「他の」犯罪に関してだけであつたというのが、弁護人の新裁判官準則一条に対する解釈であつた。そして被告人側の弁護人は、彼の主張をビューカン事件判決によってサポートした。⁽²³⁾ ジョーン・ステイーフェンソン裁判官 (John Stephenson J.) は、次のように判決した。

「私の判決において、それ(被告人側の弁護人の主張——筆者)は一条の意味するところではない。」「このように言外の意味は、一条の明白なことはと矛盾するであろう。もしも一条が、他の犯罪について身柄拘束された場合にだけ、身柄拘束された者らに適用されるように意図されていたのであれば、そのように言うより簡単なことはなかつたであろう。⁽²⁴⁾」

そして、逮捕後告発されるまでの間、身柄拘束中の被疑者取調べが許されたということは、マレーシア連邦裁判所 (Federal Court of Malaysia) からイギリスの枢密院へと上訴されたものである。⁽²⁵⁾ 一九六九年のシャーパーン・ビン・フセイン対チョング・フーク・カム事件判決⁽²⁶⁾において、枢密院によって確認された。⁽²⁷⁾ コモンローにおけるホールディング・チャージの事例としても紹介されている当該事件において、被告人らは一九六五年七月一日午前九時頃に、特に、死を引き起こす無謀または危険な運転に関する犯罪に関与しているという合理的な嫌疑で逮捕された。⁽²⁸⁾ 取調べを含む捜査が行われ、そして一晩身柄を拘束された。そして翌日である二二日に治安判事の前へと引致され、さらに捜査するのに七日間身柄拘束すると治安判事によって命令された。その後被告人らは、証拠不十分で二三日に釈放された。⁽³⁰⁾ テウリン裁判官 (Lord Devlin) は、次のように判決した。

「一応の証拠 (prima facie proof) の獲得が結束である捜査の出発点、またはその付近において、嫌疑は生じる。このような証拠が獲得された時点で、警察の主張の根拠 (police case) は完全なものになる。」「その主張の根拠が完全なものになるまで逮捕がなされるべきではないのが、確かに一般的なルールとしては望ましい。しかしもしもそれ以前の逮捕が禁じられたのであれば、それは警察をひどく妨げる可能性があつた。合理的な嫌疑で逮捕する権限を与えるということは、それがいつでも、またはさらにありふれて行使され得るということを意味しない。それは行政裁量 (executive discretion) が存在することを意味するのである。その行使に当たっては、その主張の根拠の強さのほかに、多くの要素が考慮されなければならない。逃亡の可能性、さらなる犯罪の予防、

そして警察の取調べを含む捜査への妨害が、それら要素の例であり、保釈を許可するか不許可にしなければならぬあらゆる裁判官が、そういつたことに精通している。まず第一に、「モンロー原理が普及している国々において、当該裁量は裁判官のコントロールに間接的に服従していることから、大きな行政裁量において重大な危険は存在しない」⁽³¹⁾。

またその後も、ホートン事件判決⁽³²⁾においてロートン控訴院裁判官（Lawton L.J.）は、もしも一定の犯罪で逮捕しているのであれば、彼らが取調べを含む捜査をしている間、被逮捕者を身柄拘束しておくことが可能であるが、告発するに足る証拠があるのであれば、遅滞なくそうしなければならぬと判決した⁽³³⁾。同様にホーゲイト・モハメッド対デューク事件判決⁽³⁴⁾において、警察は告発することなく尋問するために被疑者を捕えておく権限を与えられていたと、貴族院は判決した。

イギリスの法規において、逮捕と告発の間の期間への明白な法定の言及は、その後PACEが初めてなした。被逮捕者が告発される前に留置される唯一の理由は、被逮捕者が逮捕下にある犯罪についての証拠を収集もしくは保全する、または被逮捕者を尋問することによってこのような証拠を得るのに、告発なしに留置することが必要であると信じる合理的な理由が存在することであると、現在PACE三七条二項は規定している⁽³⁵⁾。

第二節 告発の遅延

第一章第一節で述べたように、新裁判官準則は逮捕下での被疑者取調べを許し、尋問が許されなくなる時点まで正式告発の時点へと移行させた。他方で、被疑者が告発される段階が、新裁判官準則前文(d)によって規定されていた。また新裁判官準則三条(b)は、告発後の尋問を禁じていた。しかしながら新裁判官準則が施行された後すぐに、コリアー

およびステニング事件判決⁽³⁶⁾において、告発されるべきであったのに告発されなかった被疑者に尋問することが、準則違反を構成しないと判決された⁽³⁷⁾。

そのコリアーおよびステニング事件判決においてもまた、被疑者が身柄を拘束されている犯罪以外の犯罪について尋問することが、問題となった。一九六五年一月一日夜、上訴人らは黙秘権を告知されたうえで尋問された⁽³⁸⁾。それから実力による不法侵入罪を犯したという嫌疑で逮捕され、警察署へ引致された。犯行現場付近にあった上訴人らの自動車から発見された道具について警察署で尋問がなされ、それに対する返答があった⁽⁴⁰⁾。その後、故意の不法目的侵入の訴因と夜間に不法目的住居侵入の道具を所持しているのを発見された訴因で、上訴人らは有罪となった⁽⁴¹⁾。パーカー王座部首席裁判官は、次のように判決した。

「しかしながら目下の事件が関係している限りで、（新裁判官準則前文——筆者）(d)において規定された原則への違反は存在しなかったことに、裁判所は満足させられている。その結論に達しながら、裁判所は次の事実関係によって影響されていない。それは、別の罪状、すなわち夜間に不法目的住居侵入の道具を所持している罪状の対象を後に形成した、パンにおいて発見された道具に関する尋問に答えて、供述はなされたという事実関係である。これら道具の存在は、上訴人らが逮捕された犯罪に非常に密接な係わり合いがあったので尋問は他の犯罪に向けられていたとしてとにかく許容されたと判決することは、裁判所の見解として誤っているであろう」⁽⁴²⁾。

コリアーおよびステニング事件判決の存在にもかかわらず、新裁判官準則前文(d)、新裁判官準則三条(b)、そして一九五二年治安判事裁判所法三八条四項（後の一九八〇年治安判事裁判所法四三条四項）の結合した効果は、告発するに足る証拠の存在する被疑者を尋問することでさらなる証拠を獲得するために身柄拘束を延長する警察の自由を、潜在的に強く抑制したとも言われている⁽⁴³⁾。しかしこの抑制にもかかわらず、PACE制定前の時期において、尋問の継

イギリス新裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて（和田）

続を容易にするために被疑者の告発を非常に大幅に遅らせるという事件が、いくつが存在した。⁽⁴⁴⁾警察が告発を遅らせる理由として挙げられるのは、新裁判官準則三条(b)が告発後の尋問を厳しく制限したということであった。また告発遅延の事件のほとんどにおいて、⁽⁴⁵⁾その理由は、尋問されていた者が他の犯罪を犯していたと警察が嫌疑をかけていたということであった。告発を遅らせることによって、警察は警察における身柄拘束期間を引き延ばすことができ、その結果としてそれら他の犯罪について被疑者を尋問することができた。⁽⁴⁶⁾

その一つであるマツキントッシュ事件判決⁽⁴⁷⁾において、一九七九年八月一日に強盗の嫌疑を受けた上訴人は逮捕された。逮捕理由が告知され、身柄を拘束されて尋問された。二日午後に、自白をなした。その日の後の時間に、供述書が作成された。そこでは一〇件の武装強盗を認めた。そして警察は、一四件の他の強盗への関与についても嫌疑を抱いた。よってさらなる捜査のために、二日に告発はなされなかった。三日に、上訴人は武装強盗の被害にあった場所へと連れて行かれ、そのうちの二か所における強盗を認めた。さらなる捜査のために、三日にも告発はなされなかった。四日に、上訴人は武装強盗の被害にあった場所へと連れて行かれ、強盗を認めた。三日と四日において認められたについては、供述書が作成された。供述書は、裁判官準則に従って作成された。六日に、強盗などについて取調べを含む捜査がなされた。七日に、告発がなされた。八日朝に、上訴人は治安判事の前に引致された。⁽⁴⁸⁾その後、強盗、強盗未遂、正式起訴犯罪を犯す目的での火器所持、火器を免許状なしに所持していた犯罪といったもので有罪となった。⁽⁴⁹⁾上訴を棄却しつつ、ロートン控訴院裁判官は、要約すると次のように判決した。

明らかに新裁判官準則前文(d)への違反が、存在した。なぜなら三日までには、そして確実に四日までには、警察は多くの武装強盗で上訴人を告発する立場にあったからである。一九五二年治安判事裁判所法三八条四項の規定に従って、四日に、警察は治安判事の前へ上訴人を引致することが可能であったし、そうするべきであった。⁽⁵⁰⁾しかしながら、

四日までのすべての供述は上訴人によって任意になされていた。許容するのに困るのは、それ以後の警察の行動である。しかし、その行動は以前になされた供述の許容性に影響せず、それらは適切に証拠として採用された。⁽⁵¹⁾

しかし裁判所による意見 (per curiam) として、⁽⁵²⁾次のことが述べられた。

「最も重要なことは、警察がなすべきであるよりも長い期間、人を身柄拘束し続けるということとは、不法であるということはもちろんのこと、愚かであるということこそ、警察は心にとめておくべきであるということである。

警察によるこのような行動は今後生じないことが、望まれなければならない。この論点に関して、警察官らに行政指導が今や与えられ、そしてこの種の出来事は再発しそうもないことが、訴追側のテンプル氏 (Mr. Temple) によってわれわれに語られた。もしも警察がそのようなことをするのであれば、単なる司法上の非難の問題ではなく、警察懲戒訴訟の問題にもなるということが望まれるべきである。⁽⁵³⁾」

またシャーマンおよびアップス事件判決⁽⁵⁴⁾において、一九八〇年一月一八日午前一時三〇分に、後に人身保護令状を請求した請求人らは逮捕された。彼らは、警察署へと引致されて尋問された。しかし二〇日の朝になっても、告発されることも治安判事の前に引致されることもなかった。人身保護令状を請求した。請求人らは逮捕されて自白し、その自白と他の証拠によって最近犯された一つの不法目的侵入について告発される状況に一八日にはあったと、二二日に、巡査部長は裁判所に説明した。⁽⁵⁵⁾請求人らの保釈を避けるのに告発を遅らせた理由は、請求人らが身柄を拘束されたままであれば、可能性のあるさらなる罪状についての取調べを含む捜査が、より容易に効果的になされ得たからであった。⁽⁵⁶⁾警視庁とハートフォードシャー警察 (Hertfordshire forces) は、過去三年間にわたるさらに一〇〇件の不法目的侵入について、請求人らを尋問することを望んでいた。⁽⁵⁷⁾その後、請求人らは告発され保釈された。⁽⁵⁸⁾ドナルドソン控訴院裁判官 (Donaldson L.J.) は、次のように判決した。

イギリス新裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて (和田)

八一二 (一六七)

「新裁判官準則前文(d)に関して——筆者）たとえば『足る証拠』について過度に高い基準を置くことによって制限が導入されるべきではない。警察官が告発を差し控えて人を身柄拘束し続けたことへの批判は、彼が十分な証拠で人を告発したことに対する批判よりも、比べものにならないほどはるかに重大なものである。」⁽⁵⁵⁾「一九五二年治安判事裁判所法三八条四項に関して——筆者）『実行可能な限り速やかに』とは、『長くて約四八時間以内』をやはり意味している。」「人身保護令状は権限乱用に対する救済策であり、それに訴える必要性は稀であるべきである。」「しかしながら人身保護令状は使われなくなつてはならず、警視總監が述べるように実際に利用可能な救済策であることを皆が知るべきであることは正しい。」「さらにこのような請求は、裁判官の仕事の修正の中で絶対の優先権を与えられている。」⁽⁶⁰⁾

またガウワン事件判決⁽⁶¹⁾において、職業的犯罪者である上訴人は複数の武装強盗への関与の嫌疑で逮捕されたが、数時間後まで逮捕理由について告知されず、よつて彼の最初の逮捕は不法であつた。⁽⁶²⁾上訴人はソリスターへのアクセスを拒否され、そして彼の逮捕から二日後に自白がなされているにもかかわらず、上訴人は七日間告発されることなく身柄を拘束され続けた。⁽⁶³⁾すなわちその間彼は何度もさまざまな強盗について取調べを受け、結局一つの強盗への関与を認めたとときであつてさえ、上訴人は当該犯罪で告発されず、また治安判事の前にも引致されなかつたのであつた。⁽⁶⁴⁾オコナ控訴院裁判官(O'Connor L.J.)は、次のように判決した。

「一九五二年——筆者）治安判事裁判所法三八条四項に違反する、そして裁判官準則の原則（新裁判官準則前文(c)および(d)——筆者）に違反する身柄拘束が、必ずしも圧迫（oppression）を結果するとは限らないである。」「（しかしながら——筆者）上訴人の意思が抑えつけられることはなく、そして自白は圧迫行為の結果ではなかつたという意味で任意のものであつたと立証されたと述べることは、その状況において極めて危険であつた。」

さらに、いったん犯罪についての明らかな自白が身柄拘束中の者によつてなされると、警察は当該犯罪で彼を告発するに足る証拠を持ち、遅滞なく告発するべきである。⁽⁶⁵⁾

たとえ警察が被疑者を告発するに足る証拠を持つていたにしても、警察が被疑者からさらなる証拠を獲得することを望むのもつともなことであつた。特に違反が意図的なものであつたとか日常的なものであつたところで、警察による新裁判官準則前文(d)違反を、裁判官はときどき強く批判した。⁽⁶⁶⁾しかし新裁判官準則前文(d)に違反して告発されなかつた場合はもちろんのこと、「実行可能な限り速やかに」治安判事裁判所に引致するように要求する法定の規定である一九五二年治安判事裁判所法三八条四項（後の一九八〇年治安判事裁判所法四三条四項）に違反して、被疑者が長期にわたり身柄を拘束されていた事件においてさえ、自白を許容した事実審理の裁判官の判決に干渉することに控訴院は気が進まなかつた。このような判決に干渉したガウワン事件判決などに対して、マッキントッシュ事件判決などでは控訴院の寛容な態度が目立つた。

また通常「足る証拠」とは、有罪の一心の証拠であつたようである。⁽⁶⁷⁾しかし警察は、有罪の一心の証拠を持つていたが告発するには十分ではなかつたと主張し、告発を遅らせた。それに対してシャーマンおよびアップス事件判決において、足る証拠について過度に高い基準は置かれるべきではないとされた。⁽⁶⁸⁾

その後P.A.C.E.は、P.A.C.E.三七条、四〇条、一九八四年実務規範C一一一条、一七条（後の一九九一年、一九九五年実務規範C一一一条、一六条）などに関連規定を設けた。⁽⁷⁰⁾

第三節 その他の裁判所の判断

ホールディング・チャージに関連して、他に次のような事例が存在した。バジングストーク裁判所事件判決⁽⁷¹⁾において、イギリス新裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて（和田）

て、一九八三年一月に、警察は不法目的侵入について取調べを含む捜査をしていた。その間に申立人に対して嫌疑をかけ逮捕した。申立人は、ホールディング・チャージとしての盗罪および二件の自動車の運転に関する罪状で告発された。盗罪だけではなく文書偽造や詐欺に関する多くの事件について、取調べを含む捜査はなされた。やがて申立人は保釈された。一九八三年一月以後、一九八四年二月、五月、そして七月に、当該事件が裁判所の前に戻った際、警察は取調べを含む捜査を継続していたと主張した。そして、さらなる罪状が提起されるであろうと主張した。七月一七日に、訴追側は準備ができておらず証拠を提出しなかったのに対して、申立人は無罪を主張し、そして当初の罪状は取下げられた。同日に申立人は逮捕され、それから五六件の新しい告発がなされた。それら告発には、当初の告発に含まれていた財産の盗罪といった罪状は含まれていなかった。そして、当初の告発において言及されていなかった関係者を巻き込む、文書偽造と詐欺を含んでいた。申立人側は、それら新たな告発は一事不再理の申立 (autrefois acquit)⁽⁷²⁾ の原則に反するので認められず、そして五六件の告発を許すのは裁判所の手続の乱用であると主張した。それに対して治安判事は、一七日の手続は無効ではなく、五六件の新たな罪状は一事不再理の申立によって否定されず、そして手続の遅滞は不合理なものではなく裁判所の手続の乱用を結果しないとした。申立人は、司法審査手続 (proceedings for judicial review) を開始した。アクナー控訴院裁判官 (Ackner L.J.) は、次のように判決した。

「五六件の罪状のうちいくつかについて、申立人は治安判事らの前において一度も危険になっていなかったというのが共通の立場である。したがって、一事不再理の申立ができないということは、私には極めて明らかかなように思われる。」「訴追側は多くの証人、特に被害者から供述をとらなければならなかったなど——筆者) なされなければならなかった取調べを含む捜査の性質を考慮すると、手続についてのルールを巧妙に扱うとか乱用しているという提示に、私は基礎を見出すことはできない。」「(盗罪が捜査されていただけでなく、文書偽造と詐欺

という可能性のある罪状が捜査されていたという事実関係から——筆者) その遅滞が過度で許しがたいものとして分類される可能性があるほど長いものであったという提示は、警察が直面していた状況、そして警察が捜査しなければならなかった事実関係の程度を人が考慮するに至る際に、私の判決において成り行くことではない。」⁽⁷³⁾⁽⁷⁴⁾

- (1) L. H. Leigh, POLICE POWERS IN ENGLAND AND WALES, 1973, at 149 以下; L. H. Hoffman, *The Judges Rules* (1964), 7 *The Lawyer*, 23; Ian Brownlie, *POLICE POWERS-IV Questioning: A General View* [1967] *Crim. L. R.* 75; Donald Thompson, *Questioning: A Comment* [1967] *Crim. L. R.* 94. 参照: 多田辰世「イギリスにおける被疑者取調べ」警察研究五九巻(四三三七頁(一九八八年)) (被疑者取調べへの適正化所収(一九九九年))。
- (2) R. v. Buchan [1964] 1 All E. R. 502; [1964] *Crim. L. R.* 300; R. v. Brackebury [1965] 1 All E. R. 960.
- (3) R. v. Buchan, *id.*
- (4) *Id.* at 302; at 300.
- (5) *Id.* at 300.
- (6) R. v. Buchan, *supra* note 2, at 502-503.
- (7) *Id.* at 502.
- (8) R. v. Buchan, *supra* note 2, at 300.
- (9) R. v. Buchan, *supra* note 2, at 503.
- (10) Brownlie, *supra* note 1, at 88.
- (11) Leigh, *supra* note 1, at 149. また、ゴーカーン事件判決に対しては、第二の罪状についての尋問を容易にするために、逮捕が故意になされた事件であったという徴候はなかった J. C. Smith, *The New Judges' Rules: A Lawyer's view* [1964] *Crim. L. R.* 176, at 181.
- (12) 現在のシンパンエ (Zimbabwe)。
- (13) Rupert Cross, *EVIDENCE*, 3rd ed., 1967, at 452; John Huxley Buzzard, Richard May and M. N. Howard, *PHIPSON ON EVIDENCE*, 12th ed., 1976, at 357; 13th ed., 1982, at 443.

- (14) R. v. Sambo [1965] 1 S. A. 640.
- (15) Id. at 640-641.
- (16) Id. at 649.
- (17) Id. at 641-643.
- (18) Id. at 644.
- (19) また同じ事件においてマクドナルド裁判官 (Macdonald A. J. A.) は、次のように判決した。
「自由がなされた状況についての証言が信頼すべきでないという、私の第二の主な論点に今や向いている。次の事実関係が、確立されている。すなわち、上訴人は略的な提擧を理由に尋問のために警察署へと引致され、そして警察は彼が当該犯罪に関係していることを示す情報を提供しなかった。そして彼は口述によつて身柄拘束中の被疑者として確保された。」 [Id. at 649].
- (20) 参照: 亀田・前掲註(一)三十七頁。
- (21) R. v. Brackenbury, supra note 2.
- (22) Id. at 980.
- (23) Id. at 961-962.
- (24) Id. at 962.
- (25) 枢密院司法委員会 (Judicial Committee of Privy Council) は、かつて通常裁判所の管轄の外にある海外領土からの上訴事件を扱った。上訴は国王に對する請願 (petition) の形をとり、枢密院司法委員会は国王の諮問に應じて審理し国王に勧告する。現在ではかつての植民地の大部分が独立国となり、その多くが枢密院への上訴を廃止した。枢密院司法委員会の判例は、イギリス国内において先例的権威を持つものではないが、委員会で裁判にあたる者が、事実上大部分、貴族院の裁判官であるところから、そこでの判例はイギリス法の説示として高い説得的権威 (persuasive authority) を持つ。枢密院司法委員会の判例がイギリスの通常裁判所により踏襲されて、イギリス法の内容になる例が稀ではないと「言われている」(「国社」編・英米法 (解説)《現代法律学全集》七十七頁 (一九九七年))。
- (26) Shaaban Bin Hussien v. Chong Fook Kam [1969] 3 All E. R. 1626; [1970] A. C. 942.
- (27) Michael Zander, Cases and Materials on the English Legal System, 6th ed., 1993, at 185-186; 7th ed., 1996, at 160; 8th ed., 1999, at 172.
- (28) Leigh, supra note 1, at 35, 146; L. H. Leigh, Police Powers in England and Wales, 2nd ed., 1985, at 51, 104; Peter Murphy (ED.), BLACK-CLAYTON'S CRIMINAL PRACTICE, 3rd ed., 1993, at 866; 4th ed., 1994, at 876; 5th ed., 1995, at 892; 6th ed., 1996, at 892; 7th ed., 1997, at 902; 9th ed., 1999, at 944; 10th ed., 2000, at 964; 11th ed., 2001, at 984.

- (29) Shaaban Bin Hussien v. Chong Fook Kam, supra note 26, at 1626. 「たつこん裁判官 (Lord Devlin) は、(Penal Code) 1104条 (強姦犯) または強姦強姦強姦 (Road Traffic Ordinance) 1104条 (危険または無謀な運転) における起訴状の記載を「犯罪行為」の「行為」に類するものとして扱った。犯罪行為は「犯罪行為」(「Shaaban Bin Hussien v. Chong Fook Kam, supra note 26, at 1628; at 945」)。
- (30) Id. at 942-943, 945.
- (31) Id. at 948.
- (32) R. v. Houghton (1978) 68 Cr. App. R. 197.
- (33) Id. at 205.
- (34) Holgate-Mohammed v. Duke [1984] 1 All E. R. 1054.
- (35) Michael Zander, Cases and Materials on the English Legal System, 4th ed., 1984, at 138-139; 5th ed., 1988, at 182-183; 6th ed., 1993, at 185-186; 7th ed., 1996, at 160; 8th ed., 1999, at 172.
- (36) R. v. Collier and Stenning [1965] 3 All E. R. 136.
- (37) なお前掲判決は、ロンドン・トランプ事件に関するハンニシャー報告書の第110章において、いくぶん異例なものでして評されていた [Report of an Inquiry by the Hon. Sir Henry Fisher into the circumstances leading to the trial of three persons on charges arising out of the death of Maxwell Confair and the fire at 27 Doggett Road, London SE6, 1977, at 190-191; David Wolchover and Anthony Heaton-Armstrong, WOLCHOVER and HEATON-ARMSTRONG ON CONFESSION EVIDENCE, 1996, at 189].
- (38) R. v. Collier and Stenning, supra note 36, at 137.
- (39) Id. at 138.
- (40) Id. at 137.
- (41) Id. at 136.
- (42) Id. at 138.

- (43) Wolchover and Heaton-Armstrong, supra note 37, at 189-190.
- (44) R. v. Houghton, supra note 32; R. v. Hudson (1980) 72 Cr. App. R. 163; Re Sherman and Apps (1980) 72 Cr. App. R. 266; R. v. Mackintosh (1982) 76 Cr. App. R. 177; R. v. Gowan [1982] Crim. L. R. 821. 参照: Wolchover and Heaton-Armstrong, id. at 189-190.
- (45) Re Sherman and Apps, id.: R. v. Mackintosh, id.: R. v. Gowan, id.
- (46) Peter Miffield, CONFESSIONS, 1985, at 147.
- (47) R. v. Mackintosh, supra note 44.
- (48) Id. at 179-180.
- (49) Id. at 179.
- (50) Id. at 180.
- (51) Id. at 181. 参照: 福田謙司「自由法則と虚偽排除説」法政理論三〇巻四頁六三—六四頁(一九八八年)。
- (52) Id. at 178.
- (53) Id. at 182.
- (54) Re Sherman and Apps, supra note 44.
- (55) Id. at 268.
- (56) Id. at 266-267.
- (57) Id. at 268.
- (58) Id. at 267.
- (59) Id. at 270.
- (60) Id. at 271. 参照: Clive Lewis, JUDICIAL REMEDIES IN PUBLIC LAW, 2000, at 381.
- (61) R. v. Gowan, supra note 44.
- (62) Miffield, supra note 46, at 105.
- (63) R. v. Gowan, supra note 44, at 821.
- (64) Miffield, supra note 46, at 105.

+

- (65) R. v. Gowan, supra note 44, at 821-822. 参照: 岡部素圓「英国における自由法則」名城法學三七巻別冊三三—三三三頁(一九八八年)高田昭正「イギリスにおける自由の任意性」高田卓爾博士古稀祝賀刑事訴訟の現代的動向三七四頁(一九九一年)稲田・前掲註(51)六三頁。
- (66) ナムズ。 Re Sherman and Apps, supra note 44.
- (67) Shaaban Bin Hussien v. Chong Fook Kam, supra note 26, at 948.
- (68) R. v. Dodd (1981) 74 Cr. App. R. 50; R. v. Steel (1981) 73 Cr. App. R. 173.
- (69) Miffield, supra note 46, at 147-148.
- (70) Id. at 148-150; Wolchover and Heaton-Armstrong, supra note 37, at 190-197.
- (71) R. v. The Basingstoke Justices ex parte Howard, Queen's Bench Divisional Court, CO/1562/84, 18 March 1985 (LEXIS).
- (72) autrefois acquit のこと。 参照: 小島敏「11 重の危険の成立過程」前掲福田法學三六巻一冊一〇〇頁(1000 冊)なむ。
- (73) R. v. The Basingstoke Justices ex parte Howard, supra note 71.
- (74) イギリス新裁判官準則期におけるホールディング・チャージに就いての判決については Re GROSS AND OTHERS, Ex parte TREASURY SOLICITOR [1983] 3 All E.R. 804, at 807 又 REGINA v. HORSHAM JUSTICES, Ex parte FARQUHARSON AND ANOTHER [1982] 1 Q. B. 762, at 765-766 がある。
- また同時期のイギリス以外の地域におけるホールディング・チャージに関する判決については スコットランドの事例として HALL v. ASSOCIATED NEWSPAPERS LTD, HIGH COURT OF JUSTICIARY, 1979 JC 1, 1978 SLT 241, 12 July 1978 (LEXIS); Stated Case DAVID LECKIE Appellant against RUSSELL LEONARD JAMES MILN Respondent (Prosecutor: Fiscal, Perth), High Court of Justiciary, 1981 SCCR 261, 20 October 1981 (LEXIS) がある。 オーストラリアの事例として KUSHKARIAN (1984) 16 A. Crim. R. 416 がある。

+

+

+

+

+

第二章 学説など

第一節 ホールディング・チャージ

一 ホールディング・チャージを肯定する見解

(1) 学説上、次のような肯定する見解が存在していた。ホールディング・チャージは、ディック事件判決⁽¹⁾であるとか、リーチンスキー対クリスティー事件判決のスコット控訴院裁判官⁽²⁾ (Scott L.J.) によって批判されていた。しかしクリスティー対リーチンスキー事件判決のドゥ・パルク裁判官⁽³⁾ (Lord du Parc) やシモンズ裁判官⁽⁴⁾ (Lord Simonds) は、ホールディング・チャージを肯定していた。逮捕した犯罪が比較的軽微な犯罪であるという単なる事実関係は、重要ではない。逮捕者が、別のより重大な犯罪で後に告発されるかもしれないということは真実である。しかしながら、逮捕者が新たな罪状を告知されるのであれば、逮捕と身柄拘束を支える当初の罪状が最終的に起訴において見られる罪状である必要性は、必ずしもない。ホールディング・チャージへの唯一の制限は、当初の逮捕と身柄拘束が法的に正当化されなければならないことである。⁽⁵⁾

しかしながら、逮捕者に対して逮捕理由を告知しなければならないという要件も、ホールディング・チャージへの真の制限にはならない。なぜなら、逮捕理由の告知としては法律の関連条項を明確に述べるといった必要はなく、逮捕される対象となった行為について告知すれば十分であるからである。⁽⁶⁾ 実際において、何らかの罪状を明確に述べる必要は存在しない。⁽⁷⁾ したがってホールディング・チャージで被疑者を身柄拘束する実務は、逮捕理由を告知しなくてはならないという要件によって大きくは制限されない。

警察は逮捕時において被疑者に対して嫌疑を持つだけで、特定の犯罪で告発するに足る証拠を持たないかもしれない。しかしながら、警察が何らかの犯罪を構成する事実関係を知る限り、身柄拘束中に被疑者からさらなる情報を得るために逮捕してよい。⁽⁸⁾ そして新裁判官準則は、身柄拘束中の取調べを禁じていない。また身柄拘束された犯罪以外の犯罪についての取調べは、裁判官準則によって禁じられていないし、⁽⁹⁾ ビューカン事件判決⁽¹⁰⁾などで裁判官によって認められている。⁽¹¹⁾

もしも十分な証拠が出てくれば、その時点で正確な罪状が提起されるかもしれない。もしも十分な証拠が出てこないのであれば、警察は被疑者を釈放する。その際、身柄拘束は不法にはならない。⁽¹²⁾

(2) 肯定する見解の中には、逮捕した罪状について身柄拘束中の尋問はできないという認識から、ホールディング・チャージを肯定する見解もあった。逮捕についてのルール（告発なしの逮捕はない）と、取調べについてのルール（告発後の取調べはない）は、身柄拘束中の尋問を不可能にしているようである。しかし身柄拘束中の尋問を可能にする方法の一つとして、ホールディング・チャージがある。身柄拘束中の取調べを禁じる裁判官準則は、被疑者が既に告発された犯罪の取調べにだけ言及している。⁽¹³⁾ したがってホールディング・チャージは、新裁判官準則三条(b)に違反しない。⁽¹⁴⁾ 人を身柄拘束するのに一つの罪状を利用し、身柄拘束中に他の犯罪について取調べを禁じる準則は存在しない。⁽¹⁵⁾ そして被疑者は比較的軽微な罪状で裁判所に出廷し、告発された犯罪以外の犯罪について取調べを含む捜査を警察に可能にするために、一九五二年治安判事裁判所法一〇五条五項（後の一九八〇年治安判事裁判所法一二八条七項）の下で警察は警察勾留を要求する。⁽¹⁶⁾ ホールディング・チャージは、自白が引き出されるまでの間、被疑者が非公式にかつ身柄拘束中に尋問されることを許している。⁽¹⁷⁾

このホールディング・チャージは、捜索の際にも用いられる。人や家屋の捜索は、ある犯罪について人に嫌疑をかける理由が存在しない限り許容されない。「イギリス人の家は彼の城である」ということが、実際において無令状捜

イギリス新裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて（和田）

索の禁止を表現する古い法格言なのである。しかしホールディング・チャージは、これを潜脱している。いったん逮捕されるとその者や家屋敷は合法に搜索され、そしてもしも他の罪状に関連する証拠が明るみになるとその搜索は完全に合法であり、そしてその証拠は許容されるのである。

要するに判例法によって罰を受けないことから、警察は独断的な逮捕をするかもしれない。その逮捕とは、特定の犯罪への特定の関与を示す証拠に基づいた一つの罪状についての逮捕ではなく、もしもある犯罪として定義され得た何らかの行為が存在したなら、特定の犯罪への特定の関与を示す証拠を獲得するか発見するための逮捕なのである。コモンローは、このように逆立ちしながら逮捕についての基本的な原則を覆すのである。

微罪についての警察の大きな自由裁量は、さらに意義を持っている。徘徊するといった行為を逮捕可能犯罪として定義することは、警察に大きな身柄拘束の権限を与えている。そしてこのような権限は、警察官が本当に関心を持つもの逮捕するだけの証拠がない別の嫌疑をかけた犯罪について、証拠を獲得するために使用されるかもしれない¹⁸。たとえば、自動車からの盗罪未遂で有罪となった事件において、警察は盗まれたテレビセットの事件を捜査するため¹⁹に警察署へと被告人らを引致する手段として、自動車のハンドルに触れていたことをでっち上げたと、被告人らは主張した²⁰。しかしながら彼らが告発されていなかった他の犯罪に言及していたので、その主張は法的に許容されないと考えられた。

治安判事―「警察官に対して」あなたは、テレビセットを盗むという他の罪状について、彼を逮捕しましたか？」

警察官―「いいえ。」

治安判事―「被告人に対して」それでは、彼はそのことに答えることはできない。」

第二の被告人が同じ点を指摘した際に、治安判事は彼を止めた。

治安判事―「ごめんなさい。テレビについての情報を私は聞きたくない。」

被告人―「しかし彼はテレビセットについてわれわれに尋ねなかったと言ったが、彼は尋ねたのです。」

治安判事―「そのことは、この罪状には関係がない。」

被告人がさらに主張し続けると、治安判事は次のように述べた。

治安判事―「見なさい。この罪状は盗まれたテレビについてのものではない。あなたが他の罪状に関与していることを私に話しながら、あなたは自分自身で不利なことをしている。分かっていますか？」

しかしながら、盗まれたテレビセットについての問題は、ホールディング・チャージの使用の事実を立証したかもしれなかった。警察はホールディング・チャージも他の事件も両方不起訴にするかもしれない、その場合、もしも被告人が不法な逮捕に対する訴訟を起こさなければ、裁判所にその問題を提起する機会は完全になくなってしまうのである。裁判官準則は、告発後の尋問の禁止とともに、任意の供述だけが許容されることを、最も重要な原則として明確に述べている。そしてホールディング・チャージは、裁判官準則の根底に全体的にある精神に対してまったく逆行している。しかしホールディング・チャージは、完全に合法なのである²¹。

ホールディング・チャージは一九三〇年頃にも問題となっていたが、一九六四年裁判官準則においてはまだ抜け穴として残されていた。しかし判例法がそれを積極的にサポートしているために、見過ごされた抜け穴ではない。一六四年のビューカーン事件判決²²において、徘徊の罪状での逮捕後に可能性のある不法目的侵入罪について警察官が尋問したことを正当化するのに、裁判官準則における抜け穴を裁判官は使用した。また一九四七年のクリステイ対リーチンスキー事件判決は、逮捕理由の告知義務についてのものである。しかしその判決においてシモンズ裁判官は、

イギリス新裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて（和田）

ホールディング・チャージを肯定していた。

ホールディング・チャージという実務は、法律の乱用ではなく単に法律の行使なのである。ホールディング・チャージは、適正手続を非公式に破壊するものではない。すなわちホールディング・チャージは、コモンローと法規によって定義されているような適正手続なのである。⁽²⁴⁾

二 ホールディング・チャージを否定する見解

学説上、次のような否定する見解が存在していた。旧裁判官準則は、ホールディング・チャージについての規定を設けていなかった。そして当該実務は、リー委員会によって非難された。⁽²⁵⁾しかし一九三〇年内務省回状が、ホールディング・チャージについてあいまいであることは真実である。策略の要素を含んでいる実務を裁判官が承認するつもりであったということは、ありそうもないと考えられる。しかし警察は、その後もこのテクニックを使用してきた。⁽²⁷⁾そして当該実務に寛容な裁判所の判断が存在してきた一方で、当該実務に不利な判断も存在した。⁽²⁹⁾そして新裁判官準則一条の解釈の一つとして主張されたのは、新裁判官準則一条はホールディング・チャージを認めるものであるということであつた。⁽³¹⁾

ビューカン事件判決が、他の犯罪について尋問するために一つの罪状で故意に逮捕した事例の一つであることが明らかではない一方で、裁判官準則の精神に反していたことは確かなように思われる。⁽³²⁾いずれにせよビューカン事件判決は、その判決に説明を伴っていない。また旧裁判官準則同様、新裁判官準則もホールディング・チャージ問題について規定していない。時折、新裁判官準則一条の意味を説明する試みの中で、新裁判官準則一条はホールディング・チャージを是認することを意図しているということが主張されたが、それは誤りである。身柄拘束中の被疑者が逮捕された犯罪とは別の犯罪について尋問されることに、コントロールのための制度は適用されるべきである。新裁判官

+ +

準則二条がこのような尋問に適用されるかもしれない限りで、新裁判官準則はホールディング・チャージにうまく対処していると言われるかもしれない。しかしながら身柄拘束中の被疑者にとつて、その戦術的な状況は、実質的に新裁判官準則三条の状況である。もしも比較的軽微な罪状での逮捕が、他の罪状についての尋問を促進することに単に向けられているのであれば、これはクリスティー対リーチンスキー事件判決に反するものように思われる。⁽³⁴⁾新裁判官準則がこの点を明瞭にしなかったことは、不適切なことであつた。⁽³⁵⁾

三 折衷的な見解①（罪状間の関連性に着目する見解）

学説上、次のような折衷的な見解が存在していた。新裁判官準則三条は、取調べられる者が告発されるか訴追を告知される犯罪への尋問に言及している。身柄拘束中の被疑者が犯したかもしれない他の犯罪を含む他の事件について尋問することを、新裁判官準則三条や新裁判官準則他の条項は禁じていない。⁽³⁶⁾しかし、同じ夜の不法目的侵入といつたような密接に関連する犯罪についての尋問は、新裁判官準則三条に該当するであらう。⁽³⁷⁾

リー委員会においてマテュース・リーツ市警察本部長 (Mr. R. L. Matthews, C. B. E., Chief Constable of the Leeds City Police) によって述べられた折衷的な見解は、既に告発された犯罪に密接に関連する他の犯罪への尋問によって獲得された供述を排除した一九五九年のベッドフォードシャー四季裁判所 (Bedfordshire Quarter Sessions) の裁判官の見解と、一致している。⁽³⁹⁾そして新裁判官準則の下であつてもこの見解は、コリアーおよびステニング事件判決によって限定的ではあるもののサポートされている。当該事件判決において、実力による不法侵入について逮捕された被疑者への不法目的住居侵入用道具所持犯罪についての尋問は、正当化され得なかつたとされた。なぜなら、そのような道具の存在は、彼らが逮捕された犯罪に密接に関係していたからであつた。⁽⁴⁰⁾すなわち、両方の犯罪が同じ夜に犯されていたのであつた。⁽⁴¹⁾

四 折衷的な見解②（条件付でホールディング・チャージを肯定する見解）

学説上、次のような折衷的な見解が存在していた。逮捕理由は口語のことばで人に告知されてよい。⁽⁴²⁾警察官は、依拠しない理由を告知することはできない。すなわち、他の犯罪について彼を逮捕することを本当は望んでいるところで、一つの犯罪で彼を逮捕していると人に思い込ませてはならない。⁽⁴³⁾被逮捕者が逮捕された特定の犯罪が事実関係上何であったのかを知ることができるような十分な情報を、警察官は告知しなければならない。⁽⁴⁴⁾無実を証明する弁解を身柄拘束中の被疑者がするために逮捕理由は告知されるのだと、クリステイ対リーチンスキー事件判決のサイモン子爵（Viscount Simon）⁽⁴⁵⁾とシモンズ裁判官は考えていた。⁽⁴⁷⁾もしも警察官が特定の罪状で逮捕したが、治安判事の前被疑者を引致する前に、他の罪状で彼を拘束するよう変更するのであれば、被疑者を身柄拘束する権限は止み、いったん釈放したうえで新しい罪状で逮捕しなければならないと、リーチンスキー対クリステイ事件判決においてスコット控訴院裁判官は述べていた。⁽⁴⁸⁾しかしながら、警察官は身柄拘束中の被疑者を釈放することなく、直ちに引き続き身柄拘束の理由を被疑者に告知すれば十分であると思われる。⁽⁴⁹⁾

警察は、公正に活動をする一般的な義務下にある。警察の逮捕行為を正当化する十分な証拠のないところで、警察はホールディング・チャージによって逮捕するべきではないということが、判決されてきた。⁽⁵⁰⁾他方で、被疑者が逮捕されている犯罪を犯したのだと警察が合理的に嫌疑をかけており、そして当該犯罪について逮捕する権限が存在するのであれば、ホールディング・チャージで人を逮捕する実務を裁判所は是認している。⁽⁵²⁾しかし、この捜査方法は乱用されるべきではない。⁽⁵³⁾はるかにより重大な罪状について取調べるために、警察は取るに足りない罪状で人を逮捕するべきではないことが指摘されていた。⁽⁵⁴⁾しかしながら人は、クリステイ対リーチンスキー事件判決におけるシモンズ裁判官の見解を思い出さなければならない。そこでは、情報不足である第二の罪状についてさらに捜査をする目的で、

合理的な嫌疑の存在するある罪状で人を逮捕し身柄を拘束することは、不法ではないとされていた。⁽⁵⁶⁾

また概して、被疑者が取調べの対象である犯罪とは別の犯罪について身柄拘束されていた場合に、黙秘権が最初に告知され、そして取調べの開始時点において、取調べの対象である犯罪について被疑者を告発するように警察官が決めていなかったのであれば、裁判所は尋問を許容した。⁽⁵⁷⁾その一方で四季裁判所における一つの事件において、⁽⁵⁸⁾このような取調べによって獲得された証拠は、被疑者が取調べられた罪状が告発されていた罪状に密接に関連した場合に、裁判所の自由裁量で排除された。⁽⁵⁹⁾そして新裁判官準則一条は、身柄拘束中の者に他の罪状について尋問することを許すものであるのが問題となった。⁽⁶⁰⁾もしもそうであるとしてそれはコモローに矛盾しない解釈と言えるのか。⁽⁶¹⁾裁判官準則はホールディング・チャージについて何も規定しておらず、裁判所によって細心に調査されただけである。⁽⁶³⁾しかし身柄拘束中の者は、当該犯罪についてであろうが他の犯罪についてであろうが、告発されるまでの間尋問されてよい。⁽⁶⁴⁾

また警察は逮捕するまで、指紋を採取し得ない。それゆえ被疑者に犯罪前歴があるとか、同意またはトリックによって指紋が採取されるというのであれば、ホールディング・チャージによる逮捕を正当化するに足る証拠を少なくとも必要とするであろう。⁽⁶⁵⁾

第二節 警察勾留

治安判事裁判所に被逮捕者を引致するための前提条件として、告発を要求する明文は存在しなかった。⁽⁶⁶⁾そして証拠が不十分であるところで、被疑者を告発することなく治安判事裁判所に引致することには、目的があった。それは、被疑者が逮捕された事件についてさらなる取調べを含む捜査をするのに、警察における身柄拘束期間をさらに獲得す

イギリス新裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて（和田）

るということであった。警察の留置場に戻って勾留する権限は、明文化されている。一九五二年治安判事裁判所法一〇五条五項（後の一九八〇年治安判事裁判所法一二八条七項）は、勾留権限を持つ治安判事裁判所が、勾留が丸三日間を超えないのであれば警察官の身柄拘束下に被疑者を投じてよいとしていた。⁽⁶⁷⁾そして警察勾留は、繰り返しなされ得た。⁽⁶⁸⁾

そのようにもしも被逮捕事件について告発がなされておらず、告発するに足る証拠が獲得されていなかった場合に、当該事件についてさらに尋問する目的で警察勾留はなされ得た。その一方で、新裁判官準則前文(d)と新裁判官準則三条(b)が問題となった。⁽⁶⁹⁾またホールディング・チャージによって被疑者は比較的軽微な罪状で裁判所に出廷し、そして告発された犯罪とは別の犯罪について、取調べを含む捜査を警察に可能にする一九五二年治安判事裁判所法一〇五条五項（後の一九八〇年治安判事裁判所法一二八条七項）の下で、警察は警察勾留を要求した。⁽⁷⁰⁾

しかしながら、当該規定がたびたび使用される地域において、三日間の勾留期間中に不適切な取調べをすることに ついて、警察はときどき非難されていた。そして、そういったことを生じさせ得る状況を避けることが好ましいと言 われていた。勾留は、警察の留置場におけるよりも拘留所やリマンド・センター (remand centre) が適切であった。⁽⁷¹⁾そして警察勾留は、ロンドンにおいて不法であるかみなされ使用されていなかった。⁽⁷²⁾内務省作業班 (Home Office Working Party) も、次のように勧告していた。

「短期間の勾留が必要とされるところで、地方のいくつかの裁判所は、丸三日間を超えない期間警察留置に身柄 拘束中の被疑者を投ずるのに、一九五二年治安判事裁判所法一〇五条五項を使用すると、われわれは理解してい る。」警察は十分に適当な宿泊施設を持っていないことを理由に、ロンドンでは、人々は通常警察勾留されてい ないと、われわれは理解している。これはどこか別の地域では、実情であるのかもしれない。⁽⁷³⁾

それにもかかわらず、その後も告発に向けた取調べを含む捜査を可能にする警察勾留について、多数の事例が存在 していたことが言われた。そして当該条項の地方における使用の増加は明らかであり、重大犯罪が関係する事件にお いて被疑者への長期の尋問を許すのに使用され得たとされた。⁽⁷⁴⁾

またホールディング・チャージや警察勾留によって身柄を拘束された被疑者は、任意の供述をすることが、警察側 によって主張されていた。このことは、警察尋問への不服申立を避ける助けとなったり、供述の任意性という基本 的な要件を充足させた。⁽⁷⁵⁾

PACE以前の警察権限を要約すると、警察は逮捕後四八時間までの間告発することなく尋問するために被疑者を 身柄拘束できた。⁽⁷⁶⁾その後さらに三日間、警察は告発することなく警察勾留が可能であり、そして警察勾留は理論上 において無期限であった。一度勾留すると告発なしに少なくとも一二〇時間被疑者を身柄拘束でき、PACEにおける 最大限九六時間と比較される。⁽⁷⁷⁾そして現在、警察勾留はPACE四八条によって規制されている。

第三節 保 釈

取調べを含む捜査が不十分である際に、保釈は非常に頻繁に不許可にされていた。いくつかの裁判所においては、 警察は勾留するために保釈に反対すると言えば十分であった。そして多くの裁判所は注意深い配慮なしに、「犯罪の 重大性」「他の罪状を構成するための取調べを含む捜査」「再犯の可能性」といった決まり文句に従って行動していた。⁽⁷⁸⁾

一九六五年から一九六六年にかけて行われた調査研究によれば、都市および地方の裁判所における保釈に対する警 察の反対理由の一つとして、さらなる罪状を構成するためといった警察の取調べを含む捜査の必要性が挙げられて いた。対象事件の六七%（都市における事件の七六%、地方における事件の四一%）において、身柄拘束中の被疑者が

イギリス新裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて（和田）

釈放された場合にさらなる取調べを含む捜査が妨げられるということが、警察が保釈に反対する理由であった。また一九七〇年から一九七一年にかけて行われた調査研究によれば、さらなる取調べを含む捜査がなされることは、保釈に対する警察の反対理由の中で比較的高い数値を示していた。被逮捕者を取扱う事実審理前の警察の主な関心事は、犯罪探知と犯罪予防にあった。したがって人がある犯罪を犯したという嫌疑で逮捕されると、速やかにかつ効率的に取調べを含む捜査を完遂することを身柄拘束が警察に可能にするのであれば、事実審理前に身柄拘束することは警察の仕事であると警察は感じるのであった。⁽⁸⁴⁾このように保釈に反対するのに訴追側によってたびたび持ち出される、二つの理由が存在した。すなわち「警察による取調べを含む捜査がさらになされる必要性」と「さらなる罪状が提起される可能性」であった。

しかしながらこういった二つの理由は、はっきりとした裁判官の承認を得ていなかったということが強調されるべきであった。内務省作業班は前者についてだけ議論し、そして裁判所は批判的な見解をとるべきであったことを示していた。⁽⁸²⁾内務省作業班は、次のように勧告していた。

「もしも警察が、警察のさらなる取調べを含む捜査の性質について完全な詳細を開示すれば、警察は警察のさらなる取調べを含む捜査を損なうかもしれない。」⁽⁸³⁾「しかしこういった理由で警察が保釈に反対するやすぐに、裁判所は警察に質問するべきであることが望ましいと、われわれは考える。警察のさらなる取調べを含む捜査について、非常に多くのことを警察が説明することは時々不可能かもしれないけれども、ほとんどの事件において警察は、含まれている物事について裁判所にいくらかの徴候を示すことができなければならないと、われわれは考える。」⁽⁸⁴⁾

そして内務省作業班の勧告の内容は、その後内務省回状となった。⁽⁸⁵⁾

また警察が当初は保釈に反対するが、後に反対しなくなり保釈されるということがあった。特に興味深いことは、このようなケースにおいて最初に保釈が反対される主な理由は、「警察による取調べを含む捜査がさらになされる必要性」、もしくは「さらなる罪状が提起される可能性」であった。

たとえばある事件において、被疑者は不法目的侵入で告発された。申し立てられた盗罪は、六ポンドだけの価値のものであり前科も一四歳のときのものであった。それにもかかわらず、①その犯罪の犯行手口は、被疑者が他の犯罪に責任があったということを示していた⁽²⁾さらなる取調べを含む捜査がなされ得たなどの理由で保釈は反対された。被疑者は妻と三人の子供らと暮らしており、定職についていたと主張したが、勾留された。後の審理において他の罪状が追加されたものの、三日後、警察は反対を引き下げた。その変更の理由は、その三日間の間に被疑者が警察に話したことに警察は満足したからであると、インタビュールにおいて被疑者は述べていた。

またある事件において、被疑者は不法目的侵入未遂と盗みの予備で告発された。警察は、保釈に反対した。被疑者は定住していること、罪状は不法目的侵入未遂だけであって略式で扱われ得たこと、そして被疑者の前科は軽微なものであったことを強調しながら、被疑者側のソリシターは保釈を求めた。しかし保釈はなされなかった。けれども八日後の公判付託手続において、訴追側は保釈に反対しなかった。さらなる罪状が、被疑者に対して提起されることもなかった。勾留中何もなされず当初から保釈されるべきであったと、インタビュールにおいて被疑者は述べていた。

審理への出廷を勾留は確実にするという必要性、または司法行政に關係する他の強制的な理由よりもむしろ、取調べを含む捜査を追及する警察の便宜の見地から最初の警察の勾留の要求はなされたことが、このような事例から分かった。審理前の勾留は、警察の便宜のためにはなかった。保釈された場合に警察ができなくなるさらなる取調べを含む捜査とは何であるのかを、治安判事は警察に質問するべきであることが、内務省作業班によっても勧告⁽⁸⁶⁾

イギリス新裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて（和田）

- (66) Ian Brownlie, *POLICE POWERS-TV Questioning: A General View* [1967] *Crim. L. R.* 75, at 87-88.
- (67) Smith, *supra* note 26, at 180-181.
- (68) *R. v. Buchan, Commentary* [1964] *Crim. L. R.* 301, at 301.
- (69) *R. v. Brackenbury* [1965] 1 *All E. R.* 960.
- (70) Brownlie, *supra* note 30, at 88. 参照: David Barnard, *THE CRIMINAL COURT IN ACTION*, 1974, at 36; 2nd ed., 1979, at 51; 3rd ed., 1988, at 54.
- (71) Smith, *supra* note 26, at 181. 参照: 田嶋幸「イギリスにおける「警察官職」の成立」新判時評三六〇号三頁(一九六四年)【捜査の構造所見(「たむし世」)】。
- (72) *R. v. Buchan*, *supra* note 10.
- (73) Gerald Abrahams, *POLICE QUESTIONING and THE JUDGES' RULES*, 1964, at 48.
- (74) 拙稿「イギリス田嶋新官職問題におけるホールディング・チャージについて」イギリス法論一〇〇一頁(一九〇一年)。
- (75) *R. v. Powell-Mantle*, *supra* note 29.
- (76) *R. v. Collier and Stenning* [1965] 3 *All E. R.* 136, at 138.
- (77) *R. N. Gooderson, THE INTERROGATION OF SUSPECTS, THE CANADIAN BAR REVIEW* 48, 1970, at 279.
- (78) Christie v. Leachinsky, *supra* note 3.
- (79) *Id.*; *Waters v. Bigmore* [1981] *R. T. R.* 356.
- (80) *R. v. Teller* [1976] *Crim. L. R.* 562.
- (81) Christie v. Leachinsky, *supra* note 3, at 388.
- (82) *Id.* at 592-593.
- (83) L. H. Leigh, *Police Powers in England and Wales*, 2nd ed., 1985, at 56.
- (84) Leachinsky v. Christie, *supra* note 2, at 133, 135.
- (85) L. H. Leigh, *POLICE POWERS IN ENGLAND AND WALES*, 1978, at 42-43, 53; *supra* note 47, at 56-59. 参照: Glanville Williams, *Police Control of Intending Criminals* [1955] *Crim. L. R.* 66, at 74-75.

+
+

- (86) Leachinsky v. Christie, *supra* note 2, at 135-136. *ケトナル控訴院裁判官による*。
- (87) Leigh, *supra* note 49, at 12; *supra* note 47, at 18.
- (88) Shaaban Bin Hussien v. Chong Fook Kam [1969] 3 *All E. R.* 1626; [1970] *A. C.* 942.
- (89) *R. v. Dick*, *supra* note 1, at 225. *ロイヤル・バークレー* (Robertson C. J. O.) *による*。
- (90) Leigh, *supra* note 47, at 51.
- (91) Christie v. Leachinsky, *supra* note 3, at 393.
- (92) Leigh, *supra* note 49, at 35-36.
- (93) *R. v. Booker*, *supra* note 28; *R. v. Buchan*, *supra* note 10.
- (94) *R. v. Powell-Mantle*, *supra* note 29.
- (95) Leigh, *supra* note 49, at 143.
- (96) *R. v. Buchan*, *supra* note 10; *R. v. Brackenbury*, *supra* note 33.
- (97) Leigh, *supra* note 49, at 149.
- (98) Shaaban Bin Hussien v. Chong Fook Kam, *supra* note 52.
- (99) Leigh, *supra* note 49, at 146.
- (100) *Id.* at 150.
- (101) *Id.* at 203.
- (102) 参照: Re Sherman and Apps (1980) 72 *Cr. App. R.* 263, at 271; K. W. Lidstone, *Royal Commission on Criminal Procedure* (3) *Investigative Powers and the Rights of the Citizen* [1981] *Crim. L. R.* 454, at 467; Colin Munro, *Detention after Arrest* [1981] *Crim. L. R.* 802, at 807. 題名「イギリス刑事司法の改革(一)逮捕および留置(その二)」*ジュリスト*九五号八〇頁(一九九〇年)。
- (103) 参照: 土屋正三「イギリスにおける刑事訴訟(四)」*警察研究*三二巻五号一〇頁(一九六〇年)。
- (104) 廣畑史朗「独・仏・英・米における捜査と身柄の拘束」イギリス捜査研究一九八五年二月号四八頁(一九八五年)；廣畑史朗「イギリスにおける犯罪捜査手続(上)」*警察公論*四一巻五号一〇一頁(一九八六年)。
- (105) David Wolchover, *The Police Bill and the Scope of Existing Powers of Detention for Questioning*, *The Law Society's Gazette*, 23 November

+

- 1983, at 2981-2982.
- (70) Chiswell, *supra* note 14, at 2.
- (71) Martin Wright, *Bail: Recognition of the Need for Reform* [1974] *Crim. L. R.* 457, at 459. 参照: 庭山英雄「イギリス未決拘禁施設訪問記」
中央法學 113巻 1節 117-116頁 (一九七八年)。
- (72) David Dixon, *Law in Policing: Legal Regulation and Police Practices*, 1997, at 137. 参照: 東京三弁護士会代用監獄調査委員会・諸外国における未決拘禁の実態 113頁 (一九七七年)；庭山英雄「世界の未決拘禁法―イギリス」, 法律時報四九巻六号七九頁 (一九七七年)；庭山英雄「イギリスの未決拘禁」, 平塚安治博士遺稿祝賀現代の刑事法學 (下) 四〇六-四〇七頁 (一九七七年)；庭山英雄「現代イギリス刑事司法論」, 比較法研究団 1節 116頁 (一九七九年)；豊田龍也「イギリスの警察留置制度」, 諸外国の留置制度六八頁 (一九八五年)。
- (73) BAIL PROCEDURES IN MAGISTRATES' COURTS: Report of the Working Party, 1974, para. 72. 参照: Brian Harris, *THE NEW LAW OF BAIL*, 1978, at 17; Brian Harris, *THE CRIMINAL JURISDICTION OF MAGISTRATES*, 9th ed., 1984, at 117.
- (74) Lidstone, *supra* note 66, at 468. 参照: 豊田龍也「イギリスにおける被疑者取調べ」, 警察研究五九巻 113頁四〇頁 (一九八八年) (被疑者取調べへの適正化所収 (一九九九年))。
- (75) Dixon, *supra* note 72, at 137.
- (76) Re Sherman and Apps, *supra* note 66, at 270-271.
- (77) David Wolchover and Anthony Heaton-Armstrong, *WOLCHOVER and HEATON-ARMSTRONG ON CONFESSION EVIDENCE*, 1986, at 116-117.
- (78) *The refusal of bail* [1964] *Crim. L. R.* 162, at 163.
- (79) A. Keith Bottomley, *Prison Before Trial*, 1970.
- (80) Michael King, *BAIL OR CUSTODY*, 2nd ed., 1973, at 19.
- (81) A. Keith Bottomley, *Decisions in the Penal Process*, 1973, at 94-97.
- (82) A. E. Bottoms and J. D. McClean, *Defendants in the criminal process*, 1976, at 193-194, 212-213.
- (83) Report, *supra* note 73, para. 74.
- (84) *Id.* para. 75. 参照: Michael Zander, *Bail: A Re-appraisal* [1967] *Crim. L. R.* 128, at 129; King, *supra* note 80, at 22-23.

- (85) HOME OFFICE CIRCULAR NO 155/1976, 1976, at 6-7.
- (86) Report, *supra* note 73, para. 75.
- (87) Bottoms and McClean, *supra* note 82, at 220-222.
- (88) イギリスにおける保釈制度については 参照: 三島聡「イングラント・ウェールズの保釈制度」, 季刊・刑事弁護 114号七二-七六頁 (二〇〇〇年) 43A。

第三章 議論の整理と今後の課題

第一節 議論の整理

旧裁判官準則期において、身柄拘束中の被疑者への尋問の禁止を潜脱するために、ホールディング・チャージといった捜査方法が発展していった。⁽¹⁾そして新裁判官準則が、一九六四年一月に公布された。⁽²⁾新裁判官準則一条は、逮捕と告発の間の尋問を許した。⁽⁴⁾そのことは、一九六九年のシャーバン・ビン・フセイン対チョング・フーク・カム事件判決において、枢密院によって確認された。⁽⁶⁾しかしそれにもかかわらず、ホールディング・チャージといった捜査方法は一九六四年以後も引き続いたのであった。⁽⁷⁾

警察が捜査をしている重大な犯罪について逮捕する十分な証拠がない場合に、比較的軽微な罪状で逮捕することは、より重大な犯罪についての取調べを含む捜査をする間、身柄を拘束し確保することを確実にした。⁽⁸⁾そして警察は、告発を遅らせることよって警察の留置場における身柄拘束期間を引き延ばすことができ、その間、他の犯罪について被疑者を尋問することが可能であった。⁽⁹⁾また告発後であっても、裁判官準則の下では被疑者が裁判所に引致されるように要求される時点まで、一つの犯罪で告発された被疑者は、他の犯罪について尋問され得た。そしてその後、当該被疑者がいまだ告発されていない事件についてのさらなる尋問のために、警察勾留される可能性があった。⁽¹⁰⁾ある犯罪

イギリス新裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて (和田)

で告発後に別の犯罪について尋問することは、新裁判官準則三条(b)に反しなかった。⁽¹¹⁾

旧裁判官準則は、身柄拘束中の被疑者が比較的軽微な罪状で逮捕され他の罪状について尋問されるといふ状況に対して、何ら規定を設けていなかった。そしてこの点について旧裁判官準則の改正が求められていたのにもかかわらず、旧裁判官準則と同様に新裁判官準則は、ホールディング・チャージ問題を扱っていない⁽¹²⁾。

新裁判官準則期において、ホールディング・チャージ問題を規制する明確な規定が存在しない中で、被疑者が逮捕されている犯罪を犯したのだと警察が合理的に嫌疑をかけており、そして当該犯罪について逮捕する権限が存在するのであれば、ホールディング・チャージで人を逮捕する実務を裁判所は是認している⁽¹³⁾ということが言われていた⁽¹⁴⁾。しかしその一方で、この捜査方法は乱用されるべきではないことも指摘されていた⁽¹⁶⁾。新裁判官準則期において、ホールディング・チャージといった捜査方法への抑制要因として、保釈を許可する権限を持つ裁判官による抑制⁽¹⁷⁾、不必要に長期間の身柄拘束は不法であつて、単なる司法上の非難の問題ではなく警察懲戒訴訟の問題にもなること⁽¹⁸⁾、新裁判官準則前文(d)に関して、告発するのに足る証拠について過度に高い基準は置かれるべきではないこと⁽¹⁹⁾、一九五二年治安判事裁判所法三八条四項(後の一九八〇年治安判事裁判所法四三条四項)に関して、実行可能な限り速やかにとは長くて約四八時間以内を意味していること⁽²⁰⁾、人身保護令状は実際に利用可能な救済策であること⁽²¹⁾、裁判官による供述の任意性判断といったことが、裁判所によって展開されていた。そしてこれらに共通することは、長期間にわたつて身柄拘束中の被疑者に取調べをすることへの懸念であつたと考えられる。

第二節 今後の課題

新裁判官準則期におけるホールディング・チャージを巡る議論は、第三章第一節で述べたようなホールディング・

チャージといった捜査方法への抑制要因を提起していた。そして現在のイギリスで、ホールディング・チャージを規制する規定は概して次のようになっている。

まず第一章第一節で述べた議論を受け、逮捕と告発の間において尋問その他の捜査のために被疑者を留置する明白な権限を、PACEは規定している。イギリスの法規において、逮捕と告発の間の期間への明白な法定の言及は、PACEが初めてなした。被逮捕者が告発される前に留置される理由は、逮捕理由となつた犯罪に関する証拠を収集もしくは保全するため、またはその者の尋問によつてそのような証拠を得るため、その者を告発することなく留置しておくことが必要であると信じる合理的な理由があることであると、PACE三七条二項⁽²³⁾は規定している⁽²⁴⁾。すなわち被疑者が逮捕下にある犯罪についての尋問と捜査のためにだけ告発前に留置され得ることを、PACE三七条二項は明らかにしている。ただし被疑者は、告発後には他の犯罪について尋問され得るものである⁽²⁵⁾。

このような留置は、ほとんどの事件において二四時間まで可能であり、また重大な逮捕可能犯罪の事件においては四日間まで可能である⁽²⁶⁾。この四日間については、段階的により上級の者による審査の後にのみ到達され得る。おおまかに言うと、警部は、最初に留置が許可された時点から六時間以内に警察留置の審査を行わなければならない、また二回目の審査を一五時間以内に行わなければならない。そして警視は、二四時間以内に留置継続を許可しなければならぬ。そして治安判事裁判所は、三六時間以内に留置の延長を許可する令状を発しなければならず、再び七十二時間以内に留置継続令状の留置時間の延長をしなければならない。

また第一章第二節で述べた議論を受け、尋問を中止しなければならない時点を一九八四年実務規範C一一条二項⁽²⁷⁾は規定している。そして留置管理官の前への引致の時点を一九八四年実務規範C一七条一項⁽²⁸⁾は規定している。さらに留置管理官は、逮捕の理由となつた犯罪について被逮捕者を告発するに足りる十分な証拠があると判断するときは、告

イギリス新裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて(和田)

発、または告発することなく保釈により、もしくは保釈によらず釈放しなければならないと、PACE三七条七項は規定している。そして最初に留置が許可されたときから六時間以内、その後九時間この留置審査を要求するPACE四〇条三項⁽³⁰⁾の規定が存在する。さらに、告発後実行可能な限り速やかに、かつその告発後最初の開廷時まで、被疑者は裁判所へと引致されなければならない⁽³¹⁾。

告発前の留置の間において、被疑者はPACEによってさまざまな権利を与えられている。その中で最も重要なのは、取調べの間の法的助言者の立会いを含む無料の法的助言の権利を、被疑者は告知されなければならないということである。いったん被疑者が何らかの犯罪で告発されると法的助言へのアクセスは遅滞され得ないというルールによって、ホールディング・チャージはある程度まで規制される⁽³²⁾。

またPACEシステムの要石は、被疑者の留置に法定の責任を持つ留置管理官である。留置管理官による監督によって被疑者への捜査官のアクセスはコントロールされ、被疑者を留置する責務と犯罪を捜査する責務は、まったく別々に維持される予定になっている。留置管理官は、ホールディング・チャージの使用といった実務をコントロールすることに重大な役割を果たしている⁽³³⁾。

さらに旧裁判官準則期における議論⁽³⁴⁾や第二章第一節で述べた議論を受け、警察留置中の被疑者を釈放したとしても他の犯罪により逮捕されると認めるときには、警察官はそれら犯罪で逮捕しなければならないことをPACE三二条は規定し、そして留置期間の基準時は元の犯罪の逮捕で警察署に到着した時点であることを、PACE四一条四項⁽³⁶⁾は規定している。告発前の留置管理官の義務に関するPACE三七条七項や警察留置の審査に関するPACE四〇条と結合することによって、PACE三二条と四一条四項はホールディング・チャージの放棄を導いているとも言われた⁽³⁷⁾。そして第二章第二節で述べた議論を受け、告発するに足る証拠が存在する犯罪について人は告発されるべきであり、

+
+

告発後については一九八〇年治安判事裁判所法一二八条がPACE四八条⁽³⁸⁾によって改正されている。今や警察勾留は他の犯罪についての取調べを含む捜査に制限されている。すなわち他の犯罪についての捜査を継続するために、警察勾留は要求される。また告発後の尋問を禁止する一九八四年実務規範C一七条五項⁽³⁹⁾は、告発後における別の犯罪についての尋問を制限していない⁽⁴⁰⁾。そして警察勾留中も、PACEの保障は受ける⁽⁴¹⁾。

本稿の冒頭で述べたように、ホールディング・チャージの中でも、警察による身柄拘束中に、より重大な犯罪についての「取調べ」を目的とするものに関して規制するのは、主にPACE三二条、三七条二項、四一条四項、四八条である。そしてそれらの中で特にPACE三七条二項、四八条は、新裁判官準則期における議論にその源を持っていると言われている⁽⁴²⁾。そこで、旧裁判官準則期および新裁判官準則期におけるホールディング・チャージを巡る議論が、PACE三七条二項、四八条はもちろんのこと、現在のイギリスでホールディング・チャージを規制する関連規定の制定過程において具体的にどのように活かされたのかについて検討することが必要であると思われるが、それについては別の機会に検討することとしたい。

- (1) 拙稿「イギリス旧裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて」、立命館法学七十三号二〇九三―二〇九四頁(二〇〇一年)。
- (2) Judges' Rules and Administrative Directions to the Police (HOME OFFICE CIRCULAR No. 31/1964), 1964; 2nd ed. (HOME OFFICE CIRCULAR No. 89/1978), 1978.
- (3) 田宮裕「イギリスにおける「裁判官準則」の改正」、判例時報三九〇号二頁(一九六四年)(「捜査の構造所収(一九七一年)」)。
- (4) 田宮・前掲註(三)川圖。
- (5) Shaaban Bin Hussien v. Chong Fook Kam [1969] 3 All E. R. 1626, at 1630.
- (6) Michael Zander, Cases and Materials on the English Legal System, 6th ed., 1993, at 185-186; 7th ed., 1996, at 160; 8th ed., 1999, at 172.
- (7) K. W. Lidstone, *A Maze in Law I*, [1978] Crim. L. R. 332, at 340; David Dixon, Law in Policing: Legal Regulation and Police Practices, 1997, at 136.

+

- (8) 押尾・福野社(一)11110頁。
- (9) Peter Mirfield, CONFESSIONS, 1985, at 147.
- (10) David Wolchover and Anthony Heaton-Armstrong, WOLCHOVER and HEATON-ARMSTRONG ON CONFESSION EVIDENCE, 1986 at 197.
- (11) P. G. Chiswell, *ARREST AND DETENTION*, The College of Law, ARREST, SEARCH AND INTERROGATION, 1979, at 2; Mirfield, supra note 9, at 151; Wolchover and Heaton-Armstrong, id. at 190.
- (12) Ian Brownlie, *POLICE POWERS-TV Questioning: A General View* [1967] Crim. L. R. 75, at 87-88.
- (13) Shaaban Bin Hussien v. Chong Fook Kam, supra note 5; [1970] A. C. 942. 参照: R. v. Buchan [1964] 1 All E. R. 502, at 503; R. v. The Basingstoke Justices ex parte Howard, Queen's Bench Divisional Court, CO/1562/84, 18 March 1985 (LEXIS).
- (14) L. H. Leigh, *POLICE POWERS IN ENGLAND AND WALES*, 1976, at 35.
- (15) R. v. Dick [1947] 2 D. L. R. 213, at 224-225. 参照: R. v. Sambo [1965] 1 S. A. 640, at 644; R. v. Collier and Stenning [1965] 3 All E. R. 136, at 138.
- (16) Leigh, supra note 14, at 35.
- (17) Shaaban Bin Hussien v. Chong Fook Kam, supra note 13, at 948. 参照: R. v. The Basingstoke Justices ex parte Howard, supra note 13.
- (18) R. v. Mackintosh (1982) 76 Cr. App. R. 177, at 182.
- (19) Re Sherman and Apps (1980) 72 Cr. App. R. 266, at 270; R. v. Gowan [1982] Crim. L. R. 821, at 821-822.
- (20) Re Sherman and Apps, id. at 271.
- (21) Id. at 271.
- (22) R. v. Gowan, supra note 19, at 821-822.
- (23) 「PACU四三七条」項、留置管理官は、前項にいう十分な証拠がないと判断するとき、被逮捕者を保釈によりまたは保釈によらずに釈放しなければならない。ただし、逮捕の理由となった犯罪に関する証拠を収集することに保全するため、またはその者の尋問にちびんのちびな証拠を得るため、その者を告発するに必要と認めるときは、留置しつづける必要と信じる合理的な理由があるときは、この限りならず、[1984 c. 60, at 276f]。

+
+

- (24) Michael Zander, *Cases and Materials on the English Legal System*, 4th ed., 1984, at 158-159; 5th ed., 1988, at 182-183; 6th ed., 1993, at 185-186; 7th ed., 1996, at 160; 8th ed., 1999, at 172.
- (25) Dixon, supra note 7, at 148.

また、留置管理官が留置を認めるときは、実行可能な限り速やかに犯行にこじつ尋問するに先立つて、その者に留置の理由を告知しなければならない(一九八四年実務規範〇三三三項 [Police and Criminal Evidence Act 1984 (s. 66): CODES OF PRACTICE, 1985, at 40]。後の一九九一年実務規範〇三三三項 [Police and Criminal Evidence Act 1984 (s. 66): CODES OF PRACTICE REVISED EDITION, 2nd ed., 1991, at 41]、一九九五年実務規範〇三三三項 [Police and Criminal Evidence Act 1984 (s. 60 (1)(a) and s. 69): CODES OF PRACTICE REVISED EDITION, 1995, at 31-32])。そのときの者の留置理由は、実行可能であれば彼の面前で記録されるべきである(一九八四年実務規範〇三三三〇項 [CODES, id. 1985, at 41]。後の一九九一年実務規範〇三三三〇項 [CODES, id. 1991, at 43]、一九九五年実務規範〇三三三〇項 [CODES, id. 1995, at 34])。参照: Owusu Emmanuel Abohrase, T'pali Cooray, Frances Burton and Jonathan Haines, *CRIMINAL LITIGATION*, 1994, at 31; 2nd ed., 1996, at 123. 渥美東洋「イギリスの警察および刑事証拠法の「実務規範」(1)」, 判例タイムス五九号10-11頁(一九八六年)。(26) PACU四一—四四条 [1984 c. 60, at 277a-277c]。ケダムナロリスム防止法 (Prevention of Terrorism Act) は、七日間までの留置を許している。

(27) 「一九八四年実務規範〇一一三二項 犯行について人に取調べを含む捜査をしている警察官が、その者に訴追がなされると信じ訴追が成功するに足る証拠があるとき、速やかに、遅滞なく、尋問を中止しなければならない」[CODES, supra note 25, 1985, at 54]。

参照: 渥美・前掲註(25)115頁。
また当該規定は、後の一九九一年実務規範〇一一三四項 [CODES, supra note 25, 1991, at 58]、一九九五年実務規範〇一一三四項 [CODES, supra note 25, 1995, at 53-54]、に改め。

(28) 「一九八四年実務規範〇一七条 項 警察官が、被拘束者を訴追するに足る証拠があると認料するとき、遅滞なく、被拘束者を、その後被拘束者の告発の是非を検討する責任を負う留置管理官の前に引致しなければならない。その結果とられる措置は、被拘束者が少年または精神障害者または精神病者であるときは、適切な成人の立会いを得て行われなければならない」[CODES, id. 1985, at 62]。

参照: 渥美・前掲註(25)118頁。
イギリス新裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて (和田) 八四三 (一九九)

+

また当該規定は、後の一九九一年実務規範C一六条一項 [CODES, id. 1991, at 66-67]、一九九五年実務規範C一六条一項 [CODES, id. 1995, at 63] である。そして当該規定は、ホールディング・チャージに関連している。[Zander, supra note 6, at 191; at 164-165; at 176]。

(29) 「PACE三七条七項 四一條七項に定める場合を除き、留置管理官は、逮捕の理由となった犯罪について被逮捕者を告発するに足りる十分な証拠があると判断するときは、(a)被逮捕者を告発し、または(b)被逮捕者を告発することなくその者を保釈により、もしくは保釈にちかずに釈放しなければならない。」 [1984 c. 60, at 2766]。

参照: 法務大臣・前掲註(23)三九頁など。

(30) 「PACE四〇条三項 次項に定める場合を除き、(a)第一回目の審査は、最初に留置が許可されたときから六時間以内に、(b)第二回目の審査は、第一回目の審査のときから九時間以内、(c)その後の審査は、九時間を超える間隔を置かずに行わなければならない。」 [1984 c. 60, at 2771]。

参照: 法務大臣・前掲註(23)四三頁など。

(31) PACE四六条二項 [1984 c. 60, at 2780]。参照: Mitchell, supra note 9, at 147-151。

(32) 一九八四年実務規範C附則B [CODES, supra note 25, 1985, at 66-67]。後の一九九一年実務規範C附則B [CODES, supra note 25, 1991, at 71-73]、一九九五年実務規範C附則A [CODES, supra note 25, 1995, at 69-71]。参照: David Dixon, COMMON SENSE, LEGAL ADVICE AND THE RIGHT OF SILENCE, Public Law, 1991, at 247。

またイギリスの捜査弁護については、参照: 岡田悦典「被疑者刑事弁護に関する一試論(1)―(5・完)」、行政社会論集一―巻一〇一―一〇四頁、一〇一―一〇二頁、三〇八―一七三頁、二巻一―三三頁、三三―五―七四頁(一九九一年)、岡田悦典「イギリスの捜査弁護」、刑法雑誌三九巻一―号六五―七六頁(一九九九年)、丸島俊介「被疑者弁護に関する意見交換会第九回・第一〇回イギリス・フランスの刑事手続と刑事弁護の制度」、季刊・刑事弁護二〇号一―六二―一六三頁(一九九九年)、ロジャー・イート「イングランド・ウェールズの刑事手続における証拠開示」、刑弁情報一〇号一―五八頁(二〇〇〇年)など。

(33) Dixon, supra note 7, at 147-148。

(34) 拙稿・前掲註(1)二四九―二五二頁。

(35) 「PACE三二条 警察官は、(a)犯罪により逮捕された者が、(ii)その逮捕の結果として警察署に引致された場合において、(b)釈放したとしても他の犯罪により逮捕されると認めるときは、この犯罪によりその者を逮捕しなければならない。」 [1984 c. 60, at 2761]。

参照: 法務大臣・前掲註(23)三三―三四頁など。

(36) 「PACE四一條四項 二項の規定は、三二条の規定により逮捕された者について適用する。ただし、逮捕または逮捕されたところのは、最初の逮捕の理由となった犯罪による逮捕または最初の逮捕の理由となった犯罪により逮捕されたと読み替える。」 [1984 c. 60, at 2773]。

「PACE四一條五項 (a)イングランドおよびウェールズの二つの所轄地域(以下「第一地域」と言つ)において現に警察留置に付されている者につき、(b)イングランドおよびウェールズの他の所轄地域(以下「第二地域」と言つ)において、犯罪により逮捕が求められており、かつ、(c)その者が、第一地域において当該犯罪に関する証拠を収集するための尋問を受けることなく、当該犯罪の捜査のため第一地域へ引致されるべきは、基準時は、(i)その者が第一地域において留置されている場所を離れたときから二四時間を経過したとき、または(ii)その者が第一地域の警察署に最初に到着するときのうちいずれか早い時点である。」 [1984 c. 60, at 2773-2774]。

参照: 法務大臣・前掲註(23)四六頁など。

(37) Vaughan Bevan and Ken Liststone, A Guide to the Police and Criminal Evidence Act 1984, 1985, at 164。

(38) 「PACE四八条 一九八〇年治安判事裁判所法二二八条の規定は、次のとおり改正する。(a)七項中『警察官による留置』とあるのは『警察署における留置』と改める。(b)七項の次に次の一項を加える。『八項 前項の規定により、人を警察署において留置する場合には、その者の取扱い、次の各号の定めるところによる。(a)他の犯罪について取調べを含む捜査をするため留置の必要があるときを除き、その者の留置を続けることはできない。(b)留置を続けるときは、留置の必要がなくなり次第、その者を留置を命じた治安判事裁判所に再び引致しなければならない。』(c)その者は、一九八四年警察・刑事証拠法三九条の規定する義務(被留置者に対する義務)の対象となる被留置者として取扱われなければならない。(d)その者の留置は、同法四〇条の規定する定期の審査(警察留置の審査)に付す。』 [1984 c. 60, at 2782-2783]。

参照: 法務大臣・前掲註(23)五五頁など。

(39) 「一九八四年実務規範C一七条五項 ある犯行で告発されたが、その犯行を理由に訴追されるかもしれないとの告知を受けた後は、その犯行に関する尋問を被拘束者にしてはならない。ただし、第三者または公共に対する侵害ないし損害を予防しもしくは最小限のものにするため、または前になされた返答ないし供述のあいまいな点を明らかにするために必要な場合、または告発の後、もしくは訴追されるかもしれない旨を告知された後に判明した犯行に関する情報につき尋問し、それについてコメントする機会を与えることが司法の利益に資する場合は、その限りではない。かかる尋問をする前に被拘束者には一〇条四項の文言で黙秘権を告知しなければならない。」 [CODES, supra note 25, 1985, at 63]。

参照: パトリック・デヴリン(児島武雄訳)・警察・検察と人権一九一頁(一九九九年)、瀧美・前掲註(25)二八頁。

イギリス新裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて(和田)

なお当該規定は、かじりの新裁判官権則三條(四)ではした [Miffield, supra note 9, at 130]。
また当該規定は、後の一九九一年実務規範〇一六条五項 [CODES, supra note 25, 1995, at 67]、一九九五年実務規範〇一六条五項 [CODES, supra note 25, 1995, at 64] による。

(40) Miffield, id. at 130-131; T. C. Walters and M. A. O'Connell, A Guide to THE POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE ACT 1984, 1985, at 76; Gordon Van Kessel, *The Suspect as a Source of Testimonial Evidence: A Comparison of the English and American Approaches*, THE HASTINGS LAW JOURNAL, vol. 38-1, 1986, at 46.

(41) Martin Jiler and George Goodwin, *Criminal Litigation*, 1985, at 72-73.

(42) Zander, supra note 24, at 158-159; at 182-183; at 185-186; at 160; at 172。一九八〇年治安判事裁判所法一八条を改正するP.A.C.E四八条。

+

+

+

+